

壮警町告示第57号

平成29年壮警町議会第4回定例会を、次のとおり招集する。

平成29年12月1日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成29年12月14日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）専決処分の承認を求めることについて
- （2）専決処分の承認を求めることについて
- （3）専決処分の承認を求めることについて
- （4）壮警町農業研修宿泊施設設置条例の制定について
- （5）西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- （6）西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- （7）西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約について
- （8）平成29年度壮警町一般会計補正予算（第10号）について
- （9）平成29年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- （10）平成29年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- （11）平成29年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- （12）平成29年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- （13）平成29年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○応招議員（9名）

1 番 佐 藤 忖 君
3 番 毛 利 爾 君
5 番 真 鍋 盛 男 君
7 番 高 井 一 英 君
9 番 松 本 勉 君

2 番 菊 地 敏 法 君
4 番 森 太 郎 君
6 番 加 藤 正 志 君
8 番 長 内 伸 一 君

○不応招議員（0名）

平成 29 年 壮瞥町議会 第 4 回 定例会 会議録

○議事日程（第 1 号）

平成 29 年 12 月 14 日（木曜日） 午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 63 号ないし議案第 75 号
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君

会計管理者

小 松 正 明 君

税務会計課長

総務課長（兼） 作 田 宏 明 君

総務課参事 庵 匡 君

総務課参事 上 名 正 樹 君

住民福祉課長 小 林 一 也 君

経済環境課長（兼） 阿 部 正 一 君

商工観光課長 齊 藤 英 俊 君

建設課長 工 藤 正 彦 君

生涯学習課長 山 本 貴 浩 君

選管書記長（兼） 作 田 宏 明 君

農委事務局長（兼） 阿 部 正 一 君

監委事務局長（兼） 齋 藤 誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋 藤 誠 士 君

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまより平成 29 年壮瞥町議会第 4 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

7 番 高井一英君 8 番 長内伸一君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 2 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 12 月 15 日までの 2 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、一部事務組合議会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案 13 件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 本日、第４回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、定刻までにご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成 29 年第 3 回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第 3 回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、有珠山噴火総合防災訓練についてご報告を申し上げます。10 月 3 日に伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町による有珠山噴火総合防災訓練を実施いたしました。1 市 3 町による合同訓練は、平成 22 年度に防災協議会主催以来であります。有珠山噴火災害訓練は、これまでも各市町が地域防災計画等に基づき実施されておりますが、1 市 3 町が災害に対しどのように連携し、対応するかを確認する訓練であったものと感じております。訓練には、1 市 3 町のほかに 14 関係機関及び赤十字奉仕団、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町の住民に参加をいただき、1 市 3 町の関係職員等 229 人、関係機関 80 人、住民 468 人、合計 777 人に参加となり、ふだんは一堂に会する機会のない方々と情報共有等ができたことも大変意義のあることであり、今後とも関係機関と連携し、活動を継続していく考えであります。

次に、台湾プロモーションについてご報告申し上げます。11 月 5 日から 9 日までの 5 日間、台湾トップセールスプロモーションとして、洞爺湖町長を初め、洞爺湖町と本町の観光事業者等 14 名とともに、台北市、高雄市を訪問し、両町の魅力を PR してまいりました。今回は、10 月より新たな格安航空会社が新千歳空港に乗り入れ、台北と北海道の送客力が大きく向上したことを受け、さらなる誘客数の上乘せを狙ってセールス活動を展開したものであります。現地では、洞爺湖周辺に送客いただいているほぼ全ての旅行会社のキーマンと名刺交換及び懇親を深めることができ、引き続き当地への誘客にお力添えをいただけるよう強くお願いをしてまいりました。現地の反応もよく、国内旅行需要の低下する冬季を前にセールス活動を行ったことで今後も台湾からの安定的な観光客の来遊に期待をしているところであります。

次に、伊達信用金庫との地域活性化に向けた包括連携協定の締結についてご報告申し上げます。12 月 7 日に伊達信用金庫と地域活性化に向けた包括連携協定を締結いたしました。協定の概要は、地域の活性化に向け、相互の人的、知的資源の活用と交流を図ることによって、効果的な事業の実施、情報の提供などに努め、地域活力の増進、地域経済の発展及び住民サービスの向上を図ることを目的としております。これまでも伊達信用金庫様には町内のイベント等にも積極的に参加をしていただき、地域の活性化にご尽力いただいておりますが、改めて協定を締結し、今後も地域の活性化に向け、ご協力をいただきたいと考えております。

また、このたびの協定は、洞爺湖町、豊浦町も伊達信用金庫と包括連携協定を締結する

こととなり、協定書においては3町が明記されております。

以上、平成29年第3回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私のほうからは、地域活性化に向けた地区整備の方向性についてお伺いしたいと思っております。

質問要旨といたしまして、本町の地域づくりの最上位計画として第4次壮瞥町まちづくり総合計画があり、これに基づいた地域整備を具現化することで安心、安全なまちづくりが進められていると思います。同計画の中では、地域の特性に応じた地区整備を進めることになっておりますが、交通の流れの変化や時代の流れによる人口の変化が集落環境に影響を与えることになり、整備計画の見直しが必要となる地域も発生しております。特に蟠溪市街地では、国道の改良整備が限界集落に拍車をかけて、危機的な状況になっており、また久保内地区も子供の減少による学校統合が地域の空洞化を生み、活力が失われるおそれもあり、いずれも早急に整備計画をまとめて活性化策を打ち出していく必要があると思われるが、町の考え方を伺います。

1、町内5地区の特性と現状認識を伺いたい。

2、蟠溪市街地は、国道453号の道路改良整備にあわせて地域整備に向けて検討が行われることになっていたが、国道改良事業の進捗状況と町の対応状況は。

3、蟠溪市街地整備の方向性は。

4、久保内地域の特性をどう捉え、どのような地区整備が有効と考えているか。

以上、お伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 4番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の町内5地区の特性と現状認識についてですが、滝之町、立香地区は農業地帯と町の中心機能をあわせ持つ市街地ゾーンであり、公共施設や商店等が立地し、一般的な居住環境が整っているのが特性ですが、市街地の約半分が有珠山火山防災マップに示される災害予想区域に含まれているため、防災、減災の観点も念頭に置いた住環境整備が必要と考えております。

久保内、弁景地区は、壮大な自然が広がる農業、福祉ゾーンであり、美しい農村景観と多くの従業者を抱える医療福祉施設が共存していますが、近年は遊休化した公共施設もふえており、これらを活用した振興策の検討が必要と認識しております。

蟠溪、幸内地区は、緑あふれる温泉ゾーンですが、近年本町の中で最も人口減少が進んでいる地域であり、地域の高齢化の現状を踏まえた対応が必要と考えております。

仲洞爺、東湖畔地区は、森と湖に囲まれた静かな保養ゾーンであり、良好な環境を生かし、アウトドア観光客や豊かな自然に恵まれたセカンドライフを目指す方々などの誘致が可能な地域と考えます。

壮瞥温泉、洞爺湖温泉、昭和新山地区は、北海道を代表する風光明媚な一大観光ゾーンであり、恵まれた自然を生かした魅力ある観光地形成を図ることで、本町の経済成長を誘発できる可能性を秘めた地域と考えております。

次に、2点目のご質問についてですが、既に完成した北湯沢温泉側の第1工区に続き、上久保内側の第3工区が先行して進められており、直近の情報では蟠溪市街地第2工区については、来年度も用地買収や物件補償などが中心で、着工は早くとも平成31年度以降の予定とお聞きをしております。本町では、町有地や支障物件の移設、撤去、補償処理について室蘭開発建設部と協議を進める一方、関係地権者との調整などにも対応しているところでもあります。

次に、3点目のご質問についてですが、町所有の公衆便所やあずまやなどが支障物件となったことから、これらを国有泉源付近の町有地に建てかえする（仮称）泉源公園整備プランを検討し、平成27年度に議会や地域住民にお示しをしたところですが、最終的に前述の支障物件が除去する前に移転建てかえが必要な公共補償の対象ではなく、一般的な補償対象扱いになったことで、建てかえの期限や義務がなくなったこと、またそれまで地域協議の窓口となっていた自治役員の方が体調を崩されたことなどを踏まえ、一旦保留としていたところです。今後につきましては、早期に来年度以降の改良工事事業の全般のご説明を含めて、地域住民との協議を再開させる予定でありますが、本地域の人口減少や高齢化の進展を考慮すると、整備後の維持管理体制の確保を含めて検討が必要と考えております。

次に、4点目のご質問についてですが、久保内地域の特性や地区整備の方向性については、1点目のご質問でお答えしたとおりです。町では、平成27年度に地域住民や久保内地区の公共施設利用団体、行政等で構成する久保内地区公共施設機能検討委員会を設置し、施設のあり方や機能再編について議論をしてきましたが、昨年2月に開催した第4回会議において壮瞥高校の久保内中学校校舎への移転の結論によっては、議論がやり直しになる可能性があるなどの意見が出され、次回会議は高校移転の議論の推移を見ながら設定することとなりました。町といたしましては、今般高校移転は見送る方向で考え方を整理し、今後住民の皆様にも丁寧に説明をしていく考えであり、これを踏まえて地域振興に資する施設の活用方法などを地域住民の皆さんと一体となって検討していきたいと考えております。

以上のとおり、地域活性化に向けた各地区の整備に当たっては、それぞれの異なる特性を生かし、それらを束ねて町全体として一体的な魅力や優位性を創出していく考えであります。人口減少同様本町の財政的な問題もあり、全ての地区を一体的に進めるのではな

く、ある程度は優先順位をつけて進めていかざるを得ない現状であるということについてご理解をいただけますようお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 答弁に対する再質問を進めてまいります。

この地区の特性と現状認識という部分については、若干私が期待していた答弁よりも物足りなく感じるわけでございます。それで、特性と現状認識というものについて自分なりの認識について述べさせていただきます。

まず、滝之町、立香地区ですが、特性と現状についてはおおむね答弁にあったないような同じような認識であり、町の中心機能を備えた地域であり、中心市街地を国道が抜けており、町内5地区の中では一番整備されている地区であると思います。保育環境や小学校から高校までの教育機関、役場庁舎、道の駅などの公共施設も、さらに金融機関や商店も点在しており、住環境整備も一番進んでいる地区であると感じております。しかし、商店ににぎわいがあるかといえば、コンビニはございますけれども、それを除けばそうはなっていないのではないかと感じられます。これは、隣の伊達市の大型小売店等の影響もあると思われますが、今後これは行政だけでなく商工会も巻き込んだ総合的な対策、取り組みが必要となると思うのですが、その辺についての認識について伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

商店街のにぎわいがないというご意見ではございましたが、町といたしましても商店街の振興策という意味合いも込めて、これまでコミュニティータクシーを運行したり、そういった買い物しやすい環境づくりというものを支援してきたつもりでおります。

また、既に商工会さんであったり、あるいは滝之町商店会さん、あるいは個々の事業者ごとにサービスの向上であったり、販売拡大であったり、そういった努力をされているというふうに認識をしております。ただ、今後もそれらの取り組みを助長していくような、そういう方向で町としても連携を図っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 町としての取り組みといいますか、今できる取り組みという部分については理解できます。ただ、これは壮瞥ばかりでなく、伊達市においても個人商店ですとかそういう部分というのは大型店舗等に押されて、だんだん活気がなくなっている実態はあるのかなと思っております。これは、ただなかなか行政がこうやったから、こう効果が出るというものではないと思っておりますので、それはそのようにまず町の取り組みについては評価いたします。

次に、久保内、弁景地区でございます。この久保内、弁景は、農業、福祉ゾーンということで、農村景観と医療福祉施設が共存している地域となっており、住民連携の結びつきも非常に強い地域であると感じております。小学校はあるが、中学校がご存じのように統

合により空き校舎となっており、さらにほかにも老朽化した遊休公共施設があり、今後この活用策もしくは除去も含めて、いろいろ検討が必要になってくると思います。人口減少と少子高齢化、これは当然進んでおりますけれども、この地域には公営住宅が整備されていることと地域医療福祉施設があることで雇用が一定程度確保されているのかなと。ある程度人口減には歯どめはかかっていると思います。人口は減少しておりますが、歯どめはかかっているのかなと、そういう認識は持っております。また、弁景ではスキー場がございまして、冬場の雇用が若干ではありますが、発生していると。ただ、この久保内地区というのは、町内では2番目に大きい集落でありまして、久保内1から上久保内までは国道に面しているという特性といいますか、有利性はあると。ただ、市街地には商店がなくて、公共施設の活用策の検討もあわせて上壮瞥側の中心である久保内市街地を活性化する積極的な方策の検討も必要であると思いますが、このご認識についてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員のほうからご意見、ご提案をいただいたところでございますが、基本的に町もおおむね同様の考え方をしておりまして、特に久保内地区は本町において特に東部地域の最大の集落でございます。今後何らかの積極的な振興策というものがなくなっていくというふうに考えてございます。

また、久保内地域、特に東部地域の皆さんの特徴として、住民連携の結びつきが非常に強いというお話がございました。そういった評価についても、私どもとしても全く同感でございます。できれば地域の振興を図る上では、こういった地域の強みというものと手を取り合っていくとか、協働する形で事業展開を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 久保内地域については、また後のほうで詳しく議論を進めたいと思っておりますので、この辺にしまして、次蟠溪、幸内地区でございます。ここは自然に囲まれた温泉ゾーンでありまして、幸内地区には地熱利用野菜ハウス団地があり、露地野菜とあわせて通年を通した農業地帯となっていると思います。また、蟠溪地区は、人口減少と少子高齢化が著しく進んだ地域であり、地区整備に当たっては高齢化を踏まえた対応が必要とのことですが、これは蟠溪市街地は国道改良事業にあわせて早急な地域整備も実施するという以前の説明がございました。それで、その辺の検討がこの町内5地区の中では一番早くといいますか、緊急性があると思うのですが、その辺についての認識についてお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

こちらの地区につきましても、議員のほうからご意見いただいたとおりかと思っております。

町といたしましても、特に蟠溪地区などは非常に優良な温泉に恵まれた地域であって、それらの資源を活用していけばさまざまな展開が開ける、そういった可能性を秘めた地域だというふうに考えております。早期に地区整備をということで町としても声を上げたところではあったのですが、先ほど町長から申し上げたとおり、さまざまな事情がありまして若干停滞をしているというのが現状でございます。また、その間に地域の事情も大きく変わってきているというふうに認識をしておりますが、今後こちらもご意見のとおり、何らかの振興策を行っていく必要があるという認識は持っているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 続いて、仲洞爺、東湖畔地区に移ります。

これは、先ほども答弁にあったように、森と湖に囲まれた保養ゾーンであると。地域条件として自然景観には恵まれ、それと安らぎを求める都会の人たちから見れば理想的な環境は整っている地域と思うわけでございます。今後も発展の可能性は十分あると思いますが、ここの地区も人口減少と高齢化は著しく進んでおります。この仲洞爺、東湖畔地区というのは、実は高齢化率でいうと町内2番目に大きい状態といいますか、高齢化率で48.1%になっております。ですから、今後は地域コミュニティの中心となる担い手不足の問題がこの地域では発生してくるのかなと思っておりますが、その辺についての認識について伺いしたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

こちらの地区につきましても、議員のご意見に同意をするところでございますが、ただ人口減少あるいは少子高齢化による地域コミュニティの担い手不足というところは、確かに仲洞爺や蟠溪のほうが進んでいることは事実ですが、もはやこれは全町的な問題になっているというふうに考えます。ですから、地区整備というよりは、全町としての取り組みという意味で定住対策を含めて取り組んでいく必要があろうかなというふうに考えております。

また、この地域については、本当にすばらしい景観であつたり、あるいは閑静なたたずまいがあつて、そういった地域の特性を生かしながら、キャンプ場であつたり、温泉施設もございますので、それらも活用した地域振興策というものを今後も図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） これは、地区でいうと5地区の最後になりますが、壮瞥温泉地区、昭和新山地区でございます。ここは、景観と、さらに観光資源にも恵まれ、さらに大型ホテル、観光関連施設も多くあつて、町内で観光分野の経済活動では一番効果が期待できるというか、効果が出ている地域でないのかなと思っております。しかし、洞爺湖周辺の観

光資源の源であります有珠山は、火山災害の危険性をはらんでいるわけございまして、火山との共生を念頭に置きながら、まちづくりを進めていく必要があつて、長期的観点で観光振興のあり方は難しいと思うのですが、その辺についての認識をお伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

こちらもしっかりとおっしゃるとおりで、地域の特性として火山災害のリスクというもの是非常に大きいというふうに考えます。したがって、行政としては、直接的な投資をしづらいということは事実だというふうに考えますが、その一方で世界レベルの観光資源を有しておりますので、本町内で最も民間の投資ですとか、あるいは起業ですとか、そういった方を呼び込みやすい地域なのかなというふうにも考えております。したがって、当町としては、火山との共生というものを念頭に置いて、行政としては適切な防災あるいは減災対策を講じるということが最優先で、その一方で民間と連携して観光振興を図っていく、そのような取り組みを今後も行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 今までは、全町的な地区の認識といいますか、私の自分なりに考えた特性と認識について述べさせていただいたわけございまして、それについてはおむね行政側と認識は一致している部分はあるのかなと思っております。

次に、質問の2点目以降に移りますけれども、まず地域をPRする方策として、インターネット、それとさまざまなマスメディア等の情報媒体があると思いますが、しっかり売り込んでいくためにはその地域を訪れる旅行客の足をその地域にとどめて、地域のよさを体験してもらうことで効果が大きくなってくるとされるわけです。その際、主要道路沿いにあるということは大きな要素というか、地区の強みということだと思いますが、町内では滝之町市街地から久保内市街地を通して蟠溪市街地にかけて国道が縦断しておりまして、地の利としても十分に恵まれている条件にあると思います。2点目の蟠溪市街地の開発建設部が進めている改良事業の進捗状況とこの事業の中で町が果たしている事業調整の内容は理解しますけれども、蟠溪地区にある町有地の具体的活用策があればお示し願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

結論から申し上げますと、現段階ではまだ具体的な町有地の活用策というのは決まっております。最終的に改良工事の線形が確定をいたしまして、もともと蟠溪地区はご存じのとおり非常に狭隘な地形で、平地が少ない地形になっているのですが、さらに町有地は散在しているというのが現状でございます。新たな線形後でございますと、改良工事が終わった後、比較的まとまっている町有地というのが1つは旧母と子の家の跡地の付近、それからもう一つは国有泉源の付近などというところにある程度集約をされてしまいます。い

ずれも決して広い土地とは言えないところもあるものですから、どうしても町有地の中で活用策を図っていくとなると、ある程度限定的な内容になってしまうのかなというふうには考えております。現在も鋭意検討中というところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） わかりました。それは、これ以降の質問の中でさらに詳しくお聞きしたい部分ございますので、それについては了解いたしました。

3 点目に、私は蟠渓市街地整備の方向性についてということで挙げてございますが、国道整備事業の工事着工は 31 年度以降になるが、地域整備の検討についてはまだ進んでいないと。要因として、地域協議の窓口となっていた自治会役員が体調を崩し、保留になってしまっていることと集落整備後の維持体制にも不安があり、市街地整備の方向性が示えないと。蟠渓地区の振興策に関しては、私も含めてほかの議員も定例会で取り上げて、温泉資源を活用した地域づくりと振興策の策定について議論した経緯があると思っております。その時点ではまだ市街地部分の整備年次や線形が未定であって、道路改良整備にあわせて地域整備も検討する旨の答弁がされておりました。しかし、それから数年経過して、人口減少と高齢化はそれからさらに一層進んで、集落維持が難しい状態になっていることはこれは理解いたします。しかし、立派な道路ができ上がってしまったら、誰もいなくなったという状態にはなりかねないのではないのかなと。ですから、この部分については、行政としても危機意識を持って、早急な検討が必要であると思うのですが、ご認識がお伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、時間も経過しておりまして、早急な検討が必要というふうには考えております。そういった意味でも、ご存じのとおり、平成 27 年度まで地熱資源開発調査等も当該地区で行っておりました。町としても非常に大きな期待を寄せていたのですが、結果は見込みよりはやっぱり小さかったというような結果でございました。その後、地域の状況が刻々と変化しておりまして、早急な検討が必要ということは理解はするところでございますが、町として投資をするというふうになった場合に当然一定の投資効果というものが必要でございます。それを仮に拙速にやったときに、逆に道路はできたけれども、地域が崩壊しているというような懸念をされましたが、投資に関してもつくったはいけれども、それが利活用されない、そういった状況に陥る危険性もございます。施設整備、町として今考えているのは、そもそもその施設整備あるいは投資というものが地域住民の方向けにやっていくのか、あるいは観光客、あるいは企業等の誘致用に外向きにやっていくのか、その辺の方向性をまず定めるということが 1 つと、町長もおっしゃっていましたが、その後の維持管理体制の確保、これはやはり必須だと思っておりますので、その辺の見きわめも含めて検討、調整していく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 先ほどの答弁で、（仮称）泉源公園整備プラン、これは補償の対象にならなかったということで、実質は保留ということになっているのかなとは思いますが、これを実現される見込みというのはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

泉源公園プランというものを2年前ですか、議会あるいは地域住民の方に1度お示しをしました。その中に入っているパーツとして、今ある公衆トイレですとかあずまやですとか、そういったものを移設をして、ないしは新たな付加機能をつけてということで考えておりました。今補償の対象にならないというお話だったのですが、移設対象にしているものについては補償の対象にはなっております。ただ、公共補償という移転の義務を負うような補償ではなくなった。一般的な通常に民間でも売買するときの補償のような、そういったものは今のところ開発さんからただけという予定にはなっております。それも踏まえての話ではありますが、2年を経過しまして、さまざまな事情があって、ちょっと協議が停滞していたところもございます。地域の事情が変わってきているところも事実でありますので、まずは一度協議を再開をすると。改めて住民の皆さんのニーズであったり、そういったものを再確認をさせていただく必要があるだろうというふうに考えております。

今回の工事にかかわり、個別には地域の方と話す機会もあったのですが、そのお聞きする中でもやっぱりちょっとニーズが若干変わっているところもあるかなというふうには認識をしておりましたので、改めてそういった手続を踏んだ上で、それとしつこいようですが、整備後の維持管理体制も含めてからの判断というふうに考えておりますので、現段階では絶対やるともやらないとも言えないというような状況であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） その部分については、非常にこの先どういう展開になるか難しい部分あるかと思っておりますので、その辺については了解いたしました。

それで、以前も議会でも申し上げたことがあるのですが私なりには活性化策といえますか、アイデアについて申し上げたいと思います。これは、蟠溪地区の地域活性化につながる温泉資源、水資源の活用策ということで、これは私も含めてほかの議員も質問している内容だったと思いますけれども、例えば足湯ですとか手湯施設の設置、それとあと私この質問の前段で蟠溪市街地にかけては国道が縦断していると。その地域に足をとめるということが必要なのかなという思いで、例えば駐車滞留スペースの設置、これは温泉スタンドですとか余り販売行為をする段階では手のかからないといえますか、維持管理する上では若干手はかかるのですが、ベンダーショップといえますか、昔はオートレストラン

ということで自動販売機を設置して、それを地域に足をとめてもらう一つの手段にするというような、そういう検討ができないかどうかということですが、その辺について検討するといえますか、取り上げてもらえるどうかの考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

確かに以前にも温泉ですとか水を使った地域活性化というか、地域おこしの事柄はいろいろあるかというご提案もいただいておりますし、否定する考えは基本的にはありません。貴重な当地域の資源であるということは認識をしているところでもありますし、今ご提案のあった例えば足湯にしても、温泉スタンドあるいはベンダーショップにしても、先ほど町有地が非常に狭くて狭隘だということをお話をしたことを踏まえると、そんなにスペースを必要としない施設であるというふうに思いますし、手間もかからないような施設ということでご提案をいただいておりますので、十分検討材料だというふうには認識します。

ただ、1つだけ当町としての考え方でいいますと、あくまでも施設を整備するということが、例えば今回ご提案をいただいた施設を整備したことがそれが呼び水になって、そこで完結するのではなくて、その次に何らかの副次的な効果を生むだとか、あるいは最終的に誰が事業主体となって、ないしは誰が管理主体となって、その施設を運営していくのかというふうなところの見きわめといたしまして、協議というものが先に必要なだろうと。判断するに当たっては、先に必要になってくるだろうというふうに考えますので、アイデアとしてももちろん参考アイデアとしてお預かりをする考えではありますが、それらのめど確保のほうをまずは優先して、庁内で検討をしていきたいふうにご検討しております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 何とかそういう部分について積極的に検討していただければと思っております。

本来であれば、地域の人たちが主役となって地域整備を進めるべきとは思っておりますけれども、若干発想を変えて、他力本願的な整備を検討する考え方はないかと。というのは、例えばこれはあるか、ないかは別にして、企業誘致による開発なんかは検討する考え方はないかという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

これまでご説明というか、ご答弁してきたとおり、町有地も限られていると。それから、ご存じのとおり、町の財源も決して余裕があるわけではございません。また、事業を行政が直営でやっていると、どうしてもいろんな面でふぐあいといたしまして、限界があるというのが現状でございますし、先ほど個別に地域の方と話す機会もあったということをご報告しましたが、その中でもやはりちょっと自分たちだけでは厳しいというふうなご意

見も一部からはいただいたことも事実でございます。ですから、それらを総合的に勘案しますと、あるいは今の地域の現状を考えれば、逆に今議員からご提案のあった企業誘致というような地域振興策というのは、非常に有益な、有効な手段であるというふうに町としては考えてございます。そのほうがかえって活性化というものは近道になる可能性はありますので、現実にはそこへ来てくれるような企業がいるかと言われると、今の段階ではまだめどが立っているわけではないのですが、それらの話があれば当然積極的に検討していくべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） これは、3点目のまとめということになると思うのですが、なかなか人材がないという部分でございますけれども、これは昨年の4定でほかの議員から質問があって、町長の答弁の中でこういうくだりがございました。というのは、地域ごとの振興策という質問があって、地域づくりにおいてはリーダーシップをとる人が重要で、行政の押しつけではなく、地域目線で地域づくりを真摯に意見を聞き、進めていくということが述べられておりました。蟠溪地域というのは、確かに高齢化率が進んでおって、心配がないわけではないのですけれども、核となる若者といいますか、若手事業者もいるわけございまして、その地域づくり、それとさらにつくり上げたものを担っていく人材発掘といいますか、育成も含めてこれは必要なのだらうと。その辺を積極的に進めていただけるかどうかという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、必ずしも蟠溪地区にこだわる場所ではございませんで、全町的な高齢化を考えたときに地区にこだわらず、あるいは全地域を網羅するような、そういう活躍といいましょうか、活動できるような人材を発掘していくというのは非常に重要だというふうに思います。2年前からですか、地域おこし協力隊なんかの制度も活用していますが、それらで来られている方々を見ますと非常に活動的で、地域愛も非常に深くて、地域のために身を粉にして活動しようというような意識がある若者もまだまだいるというふうに思います。ですから、今町内にいらっしゃる方、あるいはこれから町内に来ていただける方、それらを問わずそういった人材を獲得あるいは発掘をしていくということに対しては、前向きに考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 4点目になりますが、久保内地区についてでございます。答弁の中では、公共施設の活用方法を検討するという、これは当然必要だと思っております。ただ、これは先ほど私が質問した蟠溪地区と並んで、地域の特性として国道が通過していると。そういう優位性を生かした地域整備は必要であらうと思っております。

先ほどの蟠溪は、確かに地域として狭隘であるということは、これは理解いたします。例えばこの国道沿い、蟠溪市街地の、これは市街地の中がいいのか、郊外がいいのかは別にしても、やはり駐車滞留スペースで、その中に先ほどのベンダーショップだとかオートレストラン的なものというのは、夜になると前後に食堂があいているところはないわけですから、そういうものの設置の検討なんかはできないかというか、スペースの検討です。町が恐らく経営することはないのでしょうか。そういう考え方はあるかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現段階では、今ご提案があったような整備というのは検討しているところではございません。ただ、当然検討材料というふうにはなり得るというふうに考えます。

町の認識といたしましては、議員からは国道沿いの立地条件を優位性を生かして整備をしてはどうかというふうにご提案をいただきましたが、逆に町のほう側といたしましては、今利用可能な公共施設が、箱が久保内地域に散在していると、そういう状況でございます。それが逆に言うと新たなものを呼び込むことも含めて、非常に大きな優位性のあるものというふうに考えておりますので、これまでも含めて町としてはむしろ公共施設活用ということを先に考えておりました。

それから、前段でも申し上げましたが、久保内地区、東部の住民の皆さんの連携の強さ、あるいはそういった皆さんと一緒に物事を、地域を考えてきたという行政の経過を踏まえると、これらの提案につきましては地域の住民の皆さんの意向というものも十分考慮しなければならないというふうに考えておりますので、今後地域の方と協議をまた始めていきたいというふうに考えておりますから、その際の参考の情報としてご提案をしていくような形でお取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 答弁の中であった久保内地区公共施設機能検討委員会というところでいろいろ議論されているということでございますけれども、この部分についての町のかかり方についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありました検討委員会につきましては、この委員会自体は町のほうが主体的に関与しているというか、町のほうから皆さんにお声がけをして発足した組織でございます。ただ、前段で、この委員会が発足する前に久保内地域の住民の皆さんがみずから久保内未来塾という組織をつくられて、地域の今後のあり方というものの議論を開始されました。その議論にも一部加えさせていただいて、そのご意見を聞いている中で、このような行政側としての取り組みも必要であろうという認識に立ってやっておりますので、

委員会自体は非常に関与していますが、住民の意向の流れも酌んでつくったような組織であるというふうにお考えいただければと思いますし、また今後も同様に町としては積極的に関与していく考えであることには変わりないということをご報告させていただきます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 了解いたしました。

公共施設活用検討委員会の中で検討されるということですのでけれども、この方向性が見えてくる具体的な時期があればお示し願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長からご答弁をしていただいたとおり、残念ながらこの委員会につきましては、現在議論が停止というか、保留になっています。高校の移転の件が結論が出るまでは、その推移がわかるまでは次の会議は開かないということで前回の会議が終わっておりますので、町としては少しでも早く再開をしたいというふうに考えております。そのような状況でございますから、ではいつごろが具体的な方向性が見える時期かというご質問については、残念ながら現段階では言及はできかねるという状況でございますが、ただ公共施設は放置しておけば一層老朽化がどんどん、どんどん進んでいきますか、町としては少しでも早く方向性を見出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 了解いたしました。できるだけ早い時期に計画が固まることをまずご期待申し上げます。

これ最後になりますけれども、今回は触れてございませんけれども、現在進められている道道滝之町伊達線、通称有珠山外環状線ですか、東湖畔からトンネルで滝之町に抜けて、立香を通過して伊達の関内地区へとつながっております。このことで道道洞爺湖公園線、旧洞爺村から入ってくる車の流れが若干変わるであろうと思われます。もともと外環状線というのは避難路という位置づけでございますが、当然その流れが変わって、安全、安心に逃げるということは必要だと思います。ただ、平常時はいかにしてその避難路を通る方がいいですか、外環状線を通る人たちを滝之町側といいますか、市街地側に引き込んでいくかというアイデアといいますか、そういう仕組みづくりが多分必要なのだろうと。これは、情報発信も含めて、ひょっとして車の流れが変わることによって人が来なくなるかもしれないという危機意識を持って、早い時期の対応が必要だと思うのですが、この考えについてお聞きして、質問の最後にしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

こちらについてもおっしゃるとおりでございます。そもそも避難路でございますから、

町の要望に沿って整備をしていただいていますので、これは大歓迎すべきものでございますが、ただし今の特にレンタカーなんかで土地勘のない方が運転する際に、ナビゲーションで引っ張られてしまうケースが結構あるかと思います。それがひょっとしたら例えば大滝のほうから来て、洞爺湖温泉抜けるのに市街地を通らずにそっちの湖側を誘導すると、そんなようなことも十分想定されるかなというふうには考えております。以前にも道の駅の指定管理者の方と話をしていた、外向けのお客さん、外から来るお客さんをターゲットにしているお店は、特にそういったお客さんが通らないという状況が非常に危険なことにつながっていくおそれがあるので、恐らくは国道と外環状線の交点付近といいたいでしょうか、その前後で一定の情報発信、周知、誘導、そういったものを起こすような看板であったりとか、そういったものは必要になるであろうという議論は以前からしておりました。具体的にいつということはまだ決まっておりませんし、財政的なことも含めてこれから庁内の協議にはなりますが、必要性はある程度あるだろうというふうに町側としても認識しているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 最後に、森議員の各地域への振興策についてのご質問、今までご答弁させていただいておりますけれども、やはり昭和から平成と、それぞれ時代の流れによって各地域に必要とされる公共施設は建設をされてまいりました。しかしながら、その当時はその地域、地域で必要とされて建設をされたわけでありましてけれども、今日のように人口減少が進んでいる中で、その施設を全てをいつまでも維持管理していくということは大変財政的にも負担が大きいわけでありまして、この町をいつまでも継続し、町民の皆さんが本当に安心して生活していけるまちづくりにおいては、やはりある程度決断をして公共施設の機能の移転でありますとか、あるいは老朽化した施設の廃止も含めて私になってから検討させていただいているところでもございます。

確かにそれぞれの地域振興は、この町にとって大事だということは十分承知をしているわけでありまして、先ほど庵参事のほうから答弁をしたように、いろんな財政的な事情もありますし、地域事情もあって今日に至っているわけでありまして、多くは今のご質問の中で久保内あるいは蟠溪地域の振興についてご質問が多かったかというふうに思っております。町政懇談会をさせていただいても、地域の皆さんからお話が出るのは商店がないですとか、商店がないと若者がなかなか住んでいただけないという状況だというふうなご質問をいただいております。しかしながら、どうしても近年は車社会になってまいりましたし、近隣の市町においては大きな商店等もできて、そこに購買力が流出している状況にあります。そんな中でどうしても採算が合わない場合においては、店を閉じなければならない現状にあったのではないかなというふうに思っております。また、それは久保内地域だけではなくして、滝之町地域においてもまちづくりにおいて商店というのは皆さんが危惧されているように、大事ではないかなというふうには思っております。

れども、今述べたように購買力の流出がそういう状況になっているということは、非常に私としても危惧をしているところでございます。

また、私になってから先ほど申し上げたように地域で必要とされていた公共施設も老朽化したものについてはその機能を移転して、まだこれからも使える施設のほうに移して、公共施設を廃止、あるいは継続して使っていく、そのきちんとした振り分けをしながら、今まちづくりを進めさせていただいております。

また、人材育成ということがまちづくりには非常に大事だということも承知をしております。今壮瞥町全体の若い人方は、その町の活性化に向けていろんなアイデアを出して、今アイデンティティーというか、「そうきたか！そうべつ」のPRのロゴマークでありますとか、あるいは農産物の加工をしてシードルをつくるですとか、さまざま町の活性化に向けて取り組んでもいただいているところでもありますし、また個人の方々も特産品開発のために努力をしております。そのことが人口は減っていく中においても町の活力、活性化だけは本当に持ち続けなければならないというふうに思っております。私が進めているまちづくりもそういった効率のいい施設の運用、利用ということをまず前提に置きながら、今施設の運用もしているところでもございます。

また、地域の皆さん、また高齢者の皆さんも公共交通、コミュニティータクシーの運行状況を見てみますと、蟠溪あるいは久保内方面からも滝之町方面にコミュニティータクシーを使って移動して、信金に來たり、商店に行ったり、風呂に行ったり、そういったことが見受けられますので、そういったものを使いながら、地域のコミュニティーは守っているのではないかなというふうに思っております。確かに高齢化等、人口減少、なかなか歯どめがかからないのが今の現状でありますけれども、皆さんと、また地域の皆さんと意見交換をしながら、地域づくりを進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。今後ともまちづくりについては、皆さんと協力しながら一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 勉君） これより休憩に入ります。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今回の第4回定例会に当たり、次の点について質問いたします。

質問事項ですけれども、佐藤町政第2期目の仕上げを迎えての平成30年度町政の重点事項、高校の移転、30年度の予算編成について質問したいと思います。

質問の内容ですけれども、1点目、平成23年5月から町政の責任者として町長に就任、さらに27年度は2期目の町長に引き続き就任されました。この2期目も残すところ1年

と4カ月となりましたが、平成30年度は佐藤町政の仕上げの年でもあります。2期目の町長立候補に当たり掲げたまちづくり目標は、現段階で達成された事項と未達成事項について伺います。未達成事項は、平成30年度でどのように取り組む考えかについても伺いたいと思います。

2点目として、平成28年度の町政執行方針の中で、壮瞥高等学校を29年度には壮瞥中学校に統合する久保内中学校に移転したい旨を示されました。29年度の町政執行方針の中で、高等学校については胆振西学区の生徒数の減少情勢を踏まえ、当分の間、老朽化は進んでおりますが、一部修繕を図りながら現校舎での高校存続を進めてまいります。高校移転等の議論はしばらく状況を見た上で改めて検討させていただきたいと考えております。これは、ことしの4月の広報の執行方針の中から抜粋して今申し上げましたけれども、町政執行方針表明後、約半年が経過しましたが、その後どのように考えているか伺います。

3番目、町行政を進める上で必要な財源の確保も大変な時代を迎え、平成29年度の一般会計では地方交付税が約42.99%を占め、この交付税も30年度はさらに減額が想定されます。このような中で、既に平成30年度予算の編成に取りかかっていると思われませんが、予算編成に当たってどのような基本的な考えを持って取り組む考えかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のご質問については、平成27年6月第2回定例会の所信表明の中で申し上げておりますが、1期目後半からスタートさせた公共施設の有効活用と定住政策の推進として、民間事業者の活力を生かし、老朽化している町有住宅の更新、子育て世代向けの住宅建設、子育て環境の充実のための11時間保育の実施や中学生までの医療費の無料化、持ち家住宅取得に要する助成やリフォーム助成、農業後継者不足が懸念されることから、新規就農者の参入促進や新規後継者の育成、特産品開発や農商工連携などに取り組み、2期目も継続して取り組んでおります。こちらは人口減少対策の一助になるものと考えておりますが、定住人口を増加させることは大変難しく、減少に歯どめがかからないのが実情であります。何か名案がございましたら、ご提案いただきたいと願っているところでもございます。

また、町政運営に欠くことができないのが健全な財政運営であり、平成23年に私が町政をお預かりした時点の本町の基金残高は約21億円でありました。これまで地方交付税に増減があったものの、平成28年の災害復旧等もあり、28年度末の基金残高は約19億6,000万円と減少してまいりました。減少した他の要因としては、福祉関係の扶助費や医療費の増加、第2、第3の固定経費と言われる急速に普及した電算処理に要する関係経費等の増加があります。今後老朽化している公営住宅等の建設計画等を考慮した上で、行政改革大綱に基づいた行政改革実施計画の本年度策定を目指し、平成30年度はこの計画に基づきながら、これまで以上に健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問については、ご指摘のとおり、平成29年度町政執行方針で高校移転の議

論はしばらく状況を見た上で検討するとしておりました。壮瞥高校については、町民の皆さんからも多方面のご意見を伺っております。まずは、町内出身の子供がいなければ高校は要らない、また農業後継者にならない高校は意味がないとの廃止の意見や頑張っている姿を見るとあったほうがいいとの存続の意見など、廃止か、存続かの意見であります。

概略で申し上げますが、ご承知のとおり、壮瞥高校は昭和 23 年 11 月に教育の機会均等、産業技術の進展、勤労青少年の教育振興の精神に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すため、道立伊達高等学校の壮瞥分校として設置され、12 月 6 日、壮瞥小学校に併置開校したのが始まりで、以後昭和 24 年に壮瞥中学校へ移転、昭和 27 年 11 月には生徒数の増加に伴う町民要望を受け、北海道市町村高等学校設置認可特例により町立壮瞥高等学校として独立し、昭和 37 年 4 月、現在地に校舎を建設し、現在に至っています。開校当時の生徒数は 39 名でありましたが、昭和 27 年には 4 学級 96 名、昭和 32 年には 6 学級 177 名、昭和 52 年には 4 学級 98 名、平成 29 年には 3 学級 70 名となり、卒業生も 1,703 名を輩出しています。近年は少子化傾向が顕著となり、道内の公立高等学校の再編整備が進められ、平成 29 年度から 36 年度までの公立高等学校配置計画が公表されており、胆振西学区においても生徒数が減少し、今後回復の見込みが望めないことなどから、平成 33 年度以降に相当の調整が必要との方針が示され、再編が進められようとしています。

こうした動向の中、久保内中学校統合後の空き校舎活用を一時検討しましたが、多額の経費をかけて久保内へ移転し、その後に生徒数確保が困難となったときのことを考慮すると、久保内への移転は見送る方向で考え方を整理したところであります。今後町政懇談会開催の折にこの説明をさせていただき、ご理解をいただいてまいる所存であります。

3 点目のご質問については、平成 30 年度の予算編成に当たって全職員が本町の財政状況を十分に認識した上で、最上位計画である第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画の着実な推進を図るとともに、各種計画との整合性を図った上で予算編成に取り組むものとしております。歳入については、経済状況や国の動向により一般財源の減少が懸念されますが、本町の歳入の約 40% を占める普通交付税は、平成 28 年度、29 年度と 2 年連続で対前年比約 8,000 万円の減少となり、財政調整基金の取り崩しを上積みするなど、厳しい財政運営を迫られています。国においては、地方の基金累積を理由とする地方財政計画の規模縮小、普通交付税の歳出特別枠の廃止などの指摘や検討がされており、今後も地方自治を取り巻く環境はさらに厳しくなるものと考えております。また、町税は、歳入全体の 1 割程度の 4 億円前後で推移しており、本町の財政運営において重要な自主財源であります。先行きは景気に大きく左右されるものの、人口減少が続けば収入減は避けられない状況にあります。

歳出においては、老朽化が進む公共施設の改修費や維持管理費の増加、公営住宅の建て替えや町道の改良工事、医療扶助費等の扶助費の増加等により収支のバランスが確保できない状況が続いており、歳入に見合った規模に歳出を抑制することが課題となっております。また、一般会計の公債費償還額は、穏やかに減少しているものの、平成 30 年度におい

ては依然として5億円を超える償還が見込まれ、常態化している財政硬直化の一因となっております。

こうした厳しい財政状況の中、安定的に町民サービスを提供するとともに、持続的に複雑かつ多様化する行政課題に対応していくためには、既存事業も含め財源の確保に努めるとともに、将来負担を見据えた中で必要度や優先度に応じて事業規模の見直しや事業の廃止も含め実施事業を取捨選択し、めり張りのある予算編成に取り組むことが重要であると考えております。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げて、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 通告しました質問事項の3点についてただいま答弁をいただきましたので、以下順次質疑を通して現状の理解や課題について質問を続けたいと思います。

最初に、1点目の選挙公約といたしますか、その年度の町政執行方針の実施事項等について答弁をいただきましたが、答弁のとおりと私は理解しております。そして、一定の成果のあったことも評価したいと思います。

しかし、その中で今後考えていかなければならないのは、壮瞥町の産業形態の中で農業者の後継者難をどのように解決するかが課題ではないかと思い、早急に取り組むことが必要と考えます。町内を車で走りますと、農地の中で作物がつくられていないところも目に入ります。また、壮瞥町は、高級菜豆の特産地だということを言っておりましたけれども、現在ではその姿も消しつつあって、その要因としては資材費の高騰が言われておりますし、その作物にかわる作付の転換に進んでいることもありますけれども、やはり一番の課題は後継者の問題でないかと思います。高齢で後継者のいない方へ行政としての働きかけ、また施策について町長はどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ただいまご質問がございました農業者の後継者問題、高齢化等についてのご質問でございますけれども、まず本町の農業者は、認定農業者がただいまは91件になりました。平成22年、23年当時は97名、6名という数字でありましたけれども、やや減少をしている状況にございますし、また法人化も進みまして、今は10個の農業法人がございます。

また、高齢化していることは事実でありますけれども、その年代別に見ますと、今50代、60代の方が非常に多く経営をされているところでもございます。50代におきましては32.9%、そして60代におきましては37%という数字になっております。70代、80代の方も70代におきましては今現在7戸、そして80代におきましては3戸というような状況に、年代別に見ますとそういう状況になっております。こういった方々がこれから壮瞥で農業をしていくためにどうしたらいいかということで、いろいろ私も考えまして、やはり高齢化しますとどうしても機械でありますとか、あるいは力仕事が大変な状況になってまいり

ます。そういった意味で本町の特産品でありました高級菜豆、大福豆の作付も非常に激減をしております。平成 29 年度の作付面積は、洞爺湖町全体で約四十数町ということでございました。以前最盛期には 100 町以上の耕作をされておりましたけれども、今はこのような状況になっております。

また、高級菜豆をでは次にどういうふうな転換をしていったらいいか。高齢者が農作業ができるということは、やはり収益も上げなければならないわけでありますので、小麦の作付とあわせて施設園芸に何とかシフトできないかということも考えました。そういったところで、平成 25 年度からハウスと、またハウスにかかわる機械の補助を生産性向上対策事業として取り組まさせていただきましたけれども、今も施設園芸を続けておられる方もいますし、これからそういった補助事業を受けて施設を建てて、収益性を上げていただきましたかったわけでありますけれども、なかなか従来の経営方針を転換するということは大変ということでもありましょうし、生産性向上対策事業のその事業を使った件数でありますけれども、調べてみますと十五、六件の利用にとどまったわけであります。また、金額にいたしましても 790 万程度ということで、非常に期待をしておりましたけれども、私の宣伝不足といいましょうか、農家の皆さんにご説明するのが不足していたのか、そういった状況にございます。いずれにいたしましても、これから高齢化と後継者対策をしっかり進めていかなければいけないというふうに思っております。

今般農家の皆さん方に集まっておきまして、農業のプロジェクトというチームをつくっていただきまして、これからの新規就農あるいは農業後継者対策をどうしたらいいかということ議論していただきました。新規就農する場合、非常にリスクがあるわけです。研修をして、そしてまた農業をやると投資をしなければならないという非常に大きなリスクもある関係上、こういったプロジェクトの中で雇用就農という方向転換をしたらどうだという提言をいただきました。そういったことで今回、議員ご承知のとおり、事業団が入っております施設をシェアハウスということで今改修をしているところであります。そういった意味で雇用就農をまず手がけていきたいというふうに思っております。今のところ新規就農を目指す方々も非常に少ないわけでありまして、やはり就農させるには成功していただかなければなりませんので、そこは慎重に考えていかなければならぬというふうに思っております。そういったことを今取り組んでおりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 壮瞥町の農業の対策ですか、その現状については今説明を受けましたので、そのような形で進んでいるということを理解したいと思います。

私たち農家の方と話しするときに、後継者、これについて話しすることもあるのですが、指折り数えると後継者のいる方といない方、段差があるのです。すごく数の上で開きがあって、将来どうなるのかという心配があるものですから、まず最初にお尋ねしたのは、現状を把握した上で私たちどう考えたらいいかということを実際にこれも考えてい

きたいと思っております。

そこで、限られた時間ですので、2点目に移りたいのですけれども、いろいろな事業に取り組んだということが報告ありました。そこで、私たちことし6月に議会として視察に行きまいました。それはどこかという、檜山管内の上ノ国町です。ここで取り組んでいる4つのゼロについて検証してまいりました。ここは、21年度から18歳に達する以後の3月31日まで、ですから高校卒業までの医療費は無料化に取り組んでいるのです。また、26年度からは、4つのゼロ、1つは学校給食のゼロ、2点目として児童通所支援利用者負担のゼロ、それから3点目として常設保育所施設利用料のゼロ、4点目として留守家庭児童育成施設利用料のゼロというように、児童生徒に対する手厚い公費負担によって父母負担の軽減に取り組んでいるということで視察に行きまいました。そして、このことについては、特徴的なこと、対象者がたくさんいるのですけれども、町税等の未納者世帯にはその対象にしませんよということも言うておりました。それで、町税等の収納率が高まったと、副次的な効果もあるということ伺ったのです。そのことについては、ことしの8月1日の議会だよりで報告しておりますので、町長もご承知だと思います。

そこで、壮瞥町も答弁の中にありましたけれども、子育て環境の充実のための11時間保育、これを実施しております。また、中学生までの医療費の無料化の取り組み、これは平成25年度からと承知しておりますけれども、その実態、実情を私たちはまだ聞いておりません。この無料化に取り組む前と実施後の医療受診者と無料化による医療費はどのように変わったか。そして、この実施による町負担はどのようになったかということを最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

中学生までの医療費の無償化の取り組みに係るご質問ということで、私のほうからご答弁をさせていただきます。議員のご質問にありましたとおり、平成25年度、平成25年の8月から中学生までの医療費の無償化の取り組みということで、現在まで子育て環境の充実ということの取り組みを進めているところでございます。この無料化に取り組む前と実施後の医療受診者と無料化による医療費の変遷についてでございますが、無料化に取り組む前の医療費等々につきましては、現状では国保加入者、社会保険加入者等々がございまして、実態の医療費支給額というのが把握はできないということでございまして、この部分については実施後と実施前との変化というのはちょっと把握ができないところであるということとはご理解をいただきたいと思います。

25年度からの無償化に係る分の町の負担はどのようになってきたかという部分についてでございますが、平成25年に実施をしてから平成25年においては件数で961件、250万弱の医療費無償化に係る負担をしております。26年度は1,665件、456万8,142円、平成27年度は中学生の入院費等に係る特殊要因等がちょっとあったもので、前年度から120万ほどふえていますが、1,899件、572万1,150円の町費負担、平成28年度においては

1,894 件、488 万 548 円の町費負担による医療費の無償化に取り組んできたという実態でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） このように取り組んで、父母といいますか、保育に係る家庭の医療費の軽減というか、負担が解消されたことは大きな成果でなかったかと思います。今後もし続けていってほしいなと。そして、健康な町民を育成する、そういう観点に立って、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、3 点目として、町長のほうから答弁の中で何か名案があればなんていうことを提示されましたけれども、定住人口をふやすためには、名案があればどの町村も既に取り組んでいるのではないかと思いますけれども、私が感じる、考えていること、これについてちょっと述べたいなと思います。私は、昭和 47 年 4 月から壮瞥町で生活し、お世話になっております。その当時は、今と違い第 1 次産業の農業世帯も多く、観光地の土産店や飲食店でも店員として多くの雇用が生じておりました。雇用がされておりました。しかし、現在は土産店で雇用しているところはごく少ない状態。また、商店の閉鎖による撤去、これは現実に進んでおりますけれども、そういう土産店の閉鎖による撤去、またシャッターが年中おりにているという状況、そういうことから寂しい観光地になってしまったのではないかなと。

また、壮瞥町は、伊達市や室蘭市に近く、通勤の範囲内だから、住生活の場所としてということでアピールといいますか、宣伝もしておりますけれども、私はまず第一に町内に働く場所がないということ、これが定住促進だとか人口の増加につながらない大きな要因でないかと、これは皆さんと同様の考えを持っております。また、先ほどもちょっと森議員の中でも言うておりましたので、日常生活の日用品の購入にしても、現在はただ買うのではなくて、必要なものを買うのではなくて、多くの品物の中から、商品の中から選択して買い求める、買う楽しさというのですか、そういうものも加わっております。町内での買い物の状況を見ていると、車等で出かけられない高齢者だけの購買力に頼った商店経営でないかなと、そんな気がしてなりません。大変難しいことでありますけれども、やはり町内に働く場の確保が定住促進につながると考えております。

また、長い間壮瞥町で働いた方が定年後、または定年間近になってほかの地に移るだとか、また住宅を建てて転居するということは本当に寂しいことです。このような繰り返しにより、壮瞥町の高齢化率も年々高まっているのが現状ではないでしょうか。私は、このようなことを考えておりますけれども、町長はどうでしょう。このような考えについてどのようにお考えになるか、もしも考えがあればお聞かせを願ひたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今さまざまご意見、ご提案をいただいたところでございます。商店街の件に関しましては、先ほど森議員の答弁の中でもお答えしておりますので、そのような認識だということ

とでございます。

雇用に関してということでございますが、なかなか難しいところがございますが、以前にも議員協議会の中でご説明したのですが、当町の特徴というのが昼夜人口比率というのですが、昼間この町に滞在している人口と夜滞在している人口、すなわち住んでいらっしゃる方ですが、その方の比率を比べたときに、昼間の人口の比率が高いのが特徴です。北海道の全ての自治体の中で、今上から4番目という非常に高い数字を示してございまして、これは要するに昼間はこちらに来るのだけれども、夜は別のまちに行ってしまうという、ほかのまちから通われていると、そういうような数値をあらわしております。そういった特性を考えると、確かに雇用が潤沢にあるわけではないのしょうけれども、雇用がふえた分がそのまま定住人口につながるかというと、そうならないのが残念ながら当町の現実なのだろうというふうに認識をしております。ただ、特に若い方ですとか働く場合において、当然いろんな夢や職業の願望があって、それを満たすためにはかなりの職種の幅が必要になってきます。そういう意味でいうと、産業がある程度限られる本町においては、なかなか雇用の幅を広げるということは難しいところがあって、結果そのミスマッチが生じて、職を求めて都市部へ流出してしまうと、そんなような現実はあるのだろうというふうには考えます。

また、その一方で、雇用も確かに大事なのですが、当町の場合は賃貸住宅が非常に実は少ないといひましようか、あきが少ないというのが現実です。住んでくださいと言ひながら、ではどこに住むのですかと言われたときに空き部屋がそんなに多くない。あるいは、家を建てたいといひても流通している宅地というのが決して多くはない。そういうような住環境整備の問題等もございまして。あるいは、子育て支援であつたり、日常の生活支援の問題もございまして。いずれにしても、定住促進を図る上では、住民の生活にかかわる総合的な対策というものが求められてくるというふうに考えておりますので、町の財政状況も勘案した上で、今策定しております第2期定住促進・公共施設有効活用計画等も着実に推進しながら、定住人口の減少抑制に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今答弁のありましたように総合的な対策ということ、これをしっかり立てて取り組んでいただきたいなという考えを持ちます。

そこで、きょうは高校問題についてこれから質問したいのですけれども、私は高校を久保内中学校の空き校舎に移転することについては違った考えを持って、現在地で継続といひますか、を考えの一つに持っているものです。そういう立場でいろいろとこれから質問したいのですけれども、3月の定例会で表明された高校移転について、そして4月の広報で町民の皆さんにお知らせしたのですけれども、答弁の中で町民の皆さんからも多方面のご意見を伺っていますという答弁がありましたけれども、このような多方面というのは、先ほど答弁あつた中では町内出身の子供がいないからだとか、農業後継者にならな

い高校は意味がないだとか、また頑張っているから、姿を見るとあったほうがいいと、そういう３つの言葉を話されましたけれども、そのほかにどのような意見が町長だとか教育委員会に寄せられたか。もしもそういう意見があったら、このほかにあったものを一つでも二つでもお話ししていただきたいなと思って質問いたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご意見というのは、先ほど申し上げたとおりでございますし、また高校の生徒さんが非常に研究をして発表したり、そういったことが新聞等に記載をされておりますので、そういった状況を見ますと本当に高校生の方々が頑張っているということをお聞きされておりますし、また農産物の販売等も道の駅等でのテークアウトコーナー等でも参加をされたりして、非常に町民と一体となった活動をしているというようなことも耳にしておりますし、生徒さんが壮瞥高校で頑張っている姿に対してはご意見をいただいているところでもございます。

○議長（松本 勉君） 教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 私のほうから教育委員会に寄せられているといえますか、その後町政執行方針が示された後の動き、意見などの内容についてご説明を申し上げたいと思いますが、教育委員会では３月定例会の後４月２６日に学校教職員を対象に学校において壮瞥高校の今後について等ご案内をし、また５月１３日には壮瞥高校の恒例の行事であります朝市がありますけれども、その機会を捉えまして、朝市終了後生徒の保護者へ学校において説明会を開催いたしました。内容は、高校教育の歴史、学科転換など取り組みの経過を説明し、第１回定例会で示された町の方針、高校の校舎の議論については当分の間、老朽化は進んでおりますが、一部修繕を図りながら現校舎で高校存続を進め、移転等の議論はしばらく状況を見た上で改めて検討させていただくとされた旨説明をさせていただきました。

その中での意見としては、移転しないのであれば現在の校舎の老朽化対策、これは保護者からでしたけれども、安心して学べる環境づくりを求める意見が出されたところであります。教職員からは出されませんでしたけれども、同じ思いであるのかなというふうに私どもは受けとめております。また、学校の教育活動に関する意見といたしましては、教育委員会には保護者や胆振管内の町民ではなくて、胆振管内の中学校管理職などからが主なものとなりますが、少人数と農業教育の特色を生かした教育によりまして、入学した生徒の特性を生かし、着実に進路を実現していると評価をしていただく評価と、保護者からは感謝の言葉が多数寄せられている現状であるということをご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（松本 勉君） １番、佐藤 恣君。

○１番（佐藤 恣君） わかりました。こういう方針といえますか、それについて教育委員会も機会を捉えて父母に説明している。大変必要なことを実施していることに感謝したいと思います。

そこで、久保内中学校に移転をしないという結論に至った過程、これについてちょっとお尋ねしたいのですけれども、例えば29年度の町政執行方針の中で、当分の間、老朽化は進んでいますが、一部改修を図りながらしばらく状況を見た上で改めて検討ということで表明されております。そして、そのことが実は教育委員会といいますか、正式には壮瞥町総合教育会議というのがあります。会議に報告されたのがこの方針が示されてから4カ月後の7月27日でした。このときに壮瞥高校の移転についてということで、29年度の第1回の壮瞥町総合教育会議が開催されております。私は、総合教育会議を開いて報告するには、余りにも4カ月後というのは遅過ぎたのではないかなということを考える一人なのです。私もこの会議の傍聴をさせていただきました。なぜこのような大きな課題といいますか、問題について既に3月定例会で方針を表明しておきながら、4カ月後になったのかなということ傍聴しながら疑問に感じていたのです。そこで、この総合教育会議というのは、平成27年度に法律の改正によって設置されているのですけれども、その中の設置目的を見ますと教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策を協議すると書いてあるのです。そうすると、28年8月29日の28年度第1回の総合教育会議の中では移転するような感じで報告しておりました。それから大きく変換されたのに、なぜ方針が執行方針として述べられているのに4カ月後になったのかなということにちょっと疑問を感じております。ですから、この法律のもとに壮瞥町では壮瞥町総合教育会議の運営に関する要領を同じく27年12月に制定しており、第2条で会議の開催を定めております。会議は、町長と教育長、委員が参加して開催とあります。また、さらに緊急に会議を開催する必要があると認めた場合は、町長と教育長の出席により開催できるとあるのです。ですから、なぜこのように総合教育会議にかけるのがおくれたのかというのが、報告するのがおくれたのかというのがどうも理解できないのですが、この経緯もしもあれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） それでは、壮瞥高校の移転について方向転換をした町政執行方針で議会あるいは町民にお示しする前に、教育委員さんに私の方向転換をした考え方をお知らせし、情報共有することが大事だったというふうには認識しております。決して意図的に4カ月もおくらせたということではなくして、私の認識のちょっとずれたところがあったかなというふうに反省をしております。議会あるいは町民の皆さんにお示しをしたとい

うことが頭にありまして、教育委員さんとの総合教育会議に諮ることを怠ったということは、7月の総合会議におきまして教育委員の皆様にも事前に教育委員さんと意見を交換する場を設けなかったことに対しましては、非常に申しわけなかったということでおわびを申し上げた次第であります。その後、教育委員さんにも確かに総合会議の中では厳しい意見もありましたけれども、ご理解をいただけたかなというふうには思っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 私も総合教育会議を傍聴しておりましたので、今町長の言われたように委員さんの皆さんからもその方針に対していろいろと意見あったのも承知しております。ただ、私は、壮瞥町にはいろんな委嘱して会議設けております。ただ開けばいいのでなくて、その会議が実行力といいますか、実のある会議にしなければならないと私常日ごろ考えているのです。そういう面で総合教育会議だけでなく、ほかの審議会とかいろんな審議会ありますので、その審議会の実のある活動を期待したいと思っております。

そこで、続けてこの高校の移転については、私の考えでは平成26年7月に制定した壮瞥町立小中学校適正配置方針ですか、それに基づいていると思うのです。そして、その配置方針の6ページに適正配置方針で28年度末に久保内中学校を壮瞥中学校に統合するとあり、統合が実現しました。そして、適正配置に係る学校施設として、統合後の中学校の校舎は壮瞥高等学校の校舎として活用を図る方向で検討すると明記しております。そして、そのときの課題として、校舎の改築、それは加工室だとかパイオ室、実習農場の確保、整備、それと教職員住宅の整備、通学環境の検討として公共交通ダイヤの見直しと伊達紋別駅学校間スクールバスの運行などと、こう書かれているのです。そういうものが書かれていたのですけれども、28年度の会議で移転するような方向を示したのですけれども、そのときこういう課題がありますよ、こういうものにお金がかかりますよということで、金額は書いていなかったけれども、それを受けて28年の第1回の会議に久保内中学校の跡に移転しますよという態度というか、考えを示したとき、今言ったような費用、校舎の改築から始まって伊達紋別駅間のスクールバスの運行などにどのくらいの経費を見込んで久保内中学校跡に移転するというような考えを持ったのか。どのくらいの経費をそのときは考えていたか、次の質問にも関連しますので、伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

当時の試算ではございますが、経費につきましては高校が移転した場合のみにかかる経費と、それから高校移転ではなくても久保内中学校校舎を活用したり、あるいは周辺の整備をしたりするときにかかる費用ということで、2つに分けて当時試算をしておりました。高校移転固有の費用としては、農地や倉庫、ハウス等の実習農場の確保であったり、あるいは教室用の改修、スクールバスの購入、これらを合わせて大体6,000万から7,000万左右、それから高校移転でなくてもかかるであろうという経費が久保内中学校の校舎の電気機械の設備の改修が必要だったので、それらや、あるいは久保内保育所、青少年会館の

除却等の経費も含めて同じように 6,000 万から 7,000 万ぐらい、その 2 本、両方がかかるだろうというふうに考えておりましたが、ただ全てを一般財源でという考えではもちろんございませんで、過疎債ですとか、あるいは国の交付金、そういったものも極力使って、一般財源の持ち出しを減らすという考え方で当時は試算をしておりました。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで、単純に考えて高校移転した、ほかのことを考えなくても 6,000 万から 7,000 万の費用がかかるということのようではございますけれども、このように年々厳しくなる町財政の中で高等学校の設置運営は大変だと思います。それで、年度別に高等学校にどのくらいかかっているかということを予算書の当初予算で調べてみました。26 年度は 4,001 万 2,000 円で、そのうちの一般財源 3,054 万 7,000 円、これは当初予算ですから、決算ではありません。27 年度は 3,734 万 7,000 円で、一般財源が 2,513 万 2,000 円、28 年度は 3,738 万 1,000 円で、一般財源 2,401 万 5,000 円、今年度 29 年度は 3,760 万 5,000 円で、一般財源は 2,591 万 8,000 円です。この中には条例で定めている教職員、教員の人件費は除いております。この人件費、給与費の中で一括して計上しているものですから、高校を設置しているためにどのくらいの人件費がかかっているかということは私は算出できませんでしたが、今申し上げたのは学校運営と教育活動費としてのかけている経費です。この経費は、私は驚くに値する金額ではないのではないかな、一つの大きな組織としての学校教育ということ考えた場合に、40 億から 42 億の町財政の中で 2,000 万から 3,000 万の一般財源を入れて学校運営するのは、そんなに驚くような金額でないと思います。

そこで、お聞きしたいのは、地方交付税の中で学校設置と学校教職員人件費はどの程度算入されているのか。また、現在条例では 14 名の教員とありますが、人件費、人数が規定されて、そのとおり配置されていると思いますけれども、その人件費は総額どのくらいになるのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 給与費のほうですので、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、交付税の算入についてでございますが、この交付税につきましては、議員おっしゃるとおり、2 つの部分がございます、内訳といたしまして教職員分と生徒分とで交付されているものでございます。教職員分は、高校に係る職員数等をもとに算定されておりました、生徒分は生徒数をもとに算定されております。平成 28 年度の確定分として、教職員の分として 1 億 135 万 4,000 円が交付、生徒分として 1,518 万 5,000 円が交付されており、合計 1 億 1,653 万 9,000 円となっております。

また、職員の人件費、先生方等高校にかかわる職員の人件費につきましては、平成 28 年度決算ベースでございますが、1 億 2,501 万 1,000 円となっております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 予算審議の中でもこういう数字は聞かなかった私が悪かったのかもしれませんけれども、今聞いて驚くのは、結構交付税の中に算入されているということです。そういう中で経費がかかるからというような、移転は別です。移転は別にして、学校の存続についても将来を見越して、生徒数とかということもありますけれども、将来を見越して考えるということが示されておりますけれども、やはりこのように交付税が算入されているのであれば、一般財源で 2,000 万から 3,000 万かけても私は高校はきちっとした形で残すべきでないかと、そういう考えに立つのです。

そこで、方針として現校舎で存続させるという、そういう方針ですので、お聞きしたいのですけれども、やはり私は移転しないで存続の基本方針に基づいて教育環境の整備、これをしなければならぬのでないか。例えば先ほど答弁にありましたように、移転したらほかのことは考えなくても 6,000 万から 7,000 万はかかるのですよということ、それを承知で 28 年度に方針を示していたのです。ですから、私は、現在の校舎は 37 年に建設されているものですから、私たちの人生でいうと間もなく定年を迎える 57 年経過するのです。それから、普通教室の増設が 63 年 11 月ですから 31 年経過します。経過しても現在使っている。それを大切に使うということを前提として、このように継続してこちらの学校を継続するのであれば、ある程度の投資は仕方ないのでないかな、すべきだという立場に立っているのです。例えば体育館の雨漏り、これもありますし、視察に行って体験しているのですけれども、トイレのにおいの問題、廊下のひび割れだとか軒先の腐食して下がっているだとかそういう面、それだけでなくやはり学校からもいろんなこんな点改善してほしいなんていう要望出ているのでないかと思えますけれども、優先順位あると思えますけれども、私は財政難とはいえ 30 年度から計画的に、できれば一、二年のうちにきちっとした形で生徒が安心して通える、そして安心して教育を受けられる施設にしてほしいなど、そんなことを考えているのですけれども、教育委員会では既に学校からの要望だとか、また既に予算査定が始まっていると聞いておりますので、どんな点を今現在限られた予算の中で改善要望を出しているか、話せる範囲でよろしいのですけれども、どのようなことを要望しているかお聞かせ願えればと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

議員のご指摘のとおり、築 50 年以上を経過をしている建物でございますので、校舎等の改修、修繕につきましては当然のことながら必要というふうな認識をしているところでございます。先ほど教育長からの答弁にもありましたとおり、意見としましても保護者のほうからも校舎の老朽化対策、それと安心して学べる環境づくりを求める意見、これが挙げられているところでありまして、これまでも学校評価アンケートという形で生徒も含めましてアンケートを実施した中から、それらを参考にさせていただき、生徒の良好な学習環

境を保っていく、維持していくということを主眼に置いた中で対策を講じてまいりました。また、本年度におきましても寒いということの中での寒さ対策における暖房設備の更新であるとか、今議員のおっしゃられたトイレの臭気対策など、直接生徒にかかわる部分での改善を進めてきたところでございます。

30 年度に取り組むことについてどのように考えているかというところでございますが、建物本体の改修であるとか衛生設備の改修、寒さの対策、また実習機材の更新など多くの改善要望を受けているところでございますが、財源不足の状況もありまして、全ての改善には結構額が多くなることから着手できない状況ではありますが、優先順位をつけながら、生徒の学校生活、これに直結する部分においての設備の更新であるとか改修、これを行うなど、文部科学省で策定をしております学校環境衛生基準などを遵守しながら取り組むために必要な予算の確保、要求にしていまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。きちっとした年次計画を持って、余り長い長期間の年次ではなくて、私は短期間で現在の子供たちが学ぶ施設をきちっとした形で、建てかえとかそんなことでなくて修繕を中心に改善していただきたいなと思います。

そこで、高校についての最後の質問にしたいのですが、このように方向転換になったことは、今後町政懇談会の開催の折に説明をという答弁がありましたけれども、残念ながら 28 年度は諸般の事情で地域懇談会は開催されませんでしたけれども、29 年度ももうことは 12 月ですし、1 月は半分くらいいろんな休日だとか休みだとか、お正月気分ではなかなか 1 月からは地域懇談会は開催できないと思いますけれども、残された期間でどのような形で今地域懇談会を考えているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今年度の町政懇談会についてでございますが、現在次年度から具体化をする予定の第 5 次行政改革実施計画、それから第 2 期定住促進・公共施設有効活用計画の策定をしている最中でございます。それらのご説明とあわせて高校の件に関してもご説明をしていまいりたいというふうに考えておまして、時期的には来年の年明けの 2 月から 3 月ぐらいの現段階では予定をしております。ただ、これまでの開催の経過ですとか、あるいは今回の説明内容ということをお断しますと、今までのような各自治会ごとではなくて、ある程度町内五、六カ所ぐらいに集約をして懇談会を開催していくと、そのような考えで現段階ではおりますので、ご説明させていただきます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。2 月から 3 月という、いろいろと行事も組み込まれていると思いますけれども、ぜひ実施して町民の皆さんにわかりやすい形で説明、ま

た理解を求める方法を考えていただきたいと思います。

そこで、3点目に移りたいと思います。予算編成。答弁の中に、皆さん一緒に私たちも理解しなければならないのは、国の基金累積を理由とする地方財政計画の規模縮小、普通交付税の歳出特別枠の廃止という言葉が書かれておりましたけれども、このことについて私余り理解していないものですから、これはどのようなことなのか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、上名参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

まず、地方財政計画につきましては、内閣が毎年度その翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額を積算して作成、そして公表しているものですが、その地方財政計画の中に地方交付税というものも含まれておまして、近年はこの地方交付税の総額が減少傾向にありまして、当町においてもその影響もあり、地方交付税が減ってきている状況となっております。

そこで、町長の答弁の中にありました基金累積を理由とする地方財政計画の規模縮小といえますのは、最近新聞報道等でも目にしますけれども、地方自治体の貯金に当たる基金の残高が全国的に増加傾向にある状況を背景に、政府内で地方自治体に交付する地方交付税の減額を探る動きが出てきていることなどによって、地方財政計画の規模縮小が懸念されているところでございます。

また、普通交付税の歳出特別枠につきましては、平成24年度に新設された地域経済基盤強化・雇用等対策費のことですが、こちらはリーマンショックによる歴史的円高等を踏まえまして、地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援、あと住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるように措置されているものですが、近年はリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを着実に進める動きが活発化しておまして、平成24年度には当町の交付税の基準財政需要額に約1億9,180万円積算されておりました。しかし、年々減額されておまして、平成29年度におきましては約4,567万円程度となりまして、5年間で1億4,600万円ほど減額となっております。この歳出特別枠につきましては、今後も廃止に向けて検討が進められるものと思っておりますので、当町の普通交付税への影響もあるものと考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。政府のほうもいろんな形で交付税をいかに減らすかということに取り組んでいることがわかり、先ほど言われたように5年間で1億9,000万が4,500万程度まで下がったということも驚きの一つになります。

そこで、このように財政が緊迫してくると、いろいろな施設の運営だとか活動等に支障が出てきます。その点は、私たち町民一人一人が町財政の状況を正しく理解して、正確に理解していくことが大切だな、そんな気持ちでいっぱいです。そのために支出面で、負担

金だとかなんとかというのはいろんな計算で出てくるから、これはどうしようもないことですけれども、やはり一番私たちが取り組めるのは需用費でないかと思うのです。ですから、支出面で需用費を抑えるようなことも考えなければならぬと思いますし、また活動補助金、これは各団体の活動補助金です。これを平成 22 年から 29 年までの予算書から一覧表をつくってみました。そうすると、ほとんどが同額で推移しているのです。やはりこの長い期間の間に各団体の補助金なども活動によって増減が当然あっていいのでないかと私は思いますけれども、そういうことはなく、ほとんど同額で推移していることがわかりました。やはりいま一度そういう補助金などについても精査することが必要でないかな。

それから、日常生活に密着する公共事業としての水道や下水道、この運営も設置してから相当年数がたって、これからいろいろと修繕だとか改善が必要になってくると思います。ですから、私はその事業に取り組むからということではなくて、計画的にこういう使用料などは改定すべきでないかな。改定することによって、今この水道にしても、下水道にしても一般会計からの繰出金というのは相当の金額になります。それが抑えられて、町民が安心して暮らせるまちづくりのほうに回せるのでないかと思うのです。そういう面で適正な使用料金の改定というのは、取り組む必要があるのではないかな。何年も後でなくて、ここ一、二年の間に、30 年度は無理かもしれませんが、この一、二年の間には取り組むことが必要でないかなという考えに立っております。

それから、もう一つ、28 年度の決算審査が第 3 回定例会でありましたけれども、一般会計や特別会計全体でおおよそ 5,300 万円の未納があるのです。この解消には町職員の皆さんがいろいろとご苦労されて、年々改善されてきておりますけれども、現年度における未納はできるだけないように努力していただきたいなと。例えば住宅料にしても、過去の分はありますけれども、今現在入っている、例えば今 12 月ですので、12 月分の未納がないように現年度分についてはきちとした形で入居者の方に支払ってもらうようなことも必要でないかなと考えております。そのようなことを考えておりますけれども、今申し上げたことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 収納対策という観点でのご質問、あわせて行革に取り組む姿勢ということですので、私のほうからお答えさせていただきますが、今回第 5 次の行革の大綱を定めて、現在実施計画を策定中であります。1 度全員協議会の中で概略を説明を申し上げておりますが、今後さらに内容を深めて議員の皆様にもご説明をし、また年明けからは町民の皆さん方にも説明を申し上げて、理解を深めていきたいなというふうに思っております。平成 30 年度からこの行革の実施計画を定めて取り組んでいく所存であります。

これは、第 4 次の行革のときにも話題となっておりました上下水道の料金の改定をずっと先送りまでできていたということもありますので、そういった観点から今回は町民の皆さんの理解をいただいた上で、極力実施について前向きに進めていきたいというふうに思っております。

また、今回の行革の策定に当たっては、近年の財政状況は非常に厳しいということを町職員全体に対して説明会を開催し、2回ほど開催をさせていただいて理解をしていただいているというふうに思っております。そういったことで、財政が非常に厳しいのだよという観点でこれから取り組んでいかなければいけないということで、議員ご指摘の未納に対するものの考え方も、税に対する収納対策は平成24年度から改めて今のスタイルで継続をさせていただいて、成果を上げているというふうに思っております。そのほかの公の債権、また民法上の債権もございますので、そういった部分の取り扱いについて一定程度研修の機会を設けておりますので、これから改善に努めて、今後未納対策について進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 最後の質問にしたいと思います。

人口減少の進む中、壮警は農業と観光と言われていても農業生産物の価格の低迷だとか、観光客は増加しているとはいえ観光客の消費低迷、それに伴う税収の伸び悩み等、自主財源がふえるという可能性は余り多くない現状にあると思います。また、先ほどの説明によりますと、地方交付税についても減額が続くであろうという想定されておりますので、こうした状況の中で町長が常日ごろ言われております安心、安全に暮らせるまちづくりを初めとする公共事業の継続や諸施設の維持管理に取り組むことに多くの費用が必要でありますけれども、その実施に当たっては、先ほども出ておりましたけれども、第4次壮警町まちづくり総合計画、これは22年から31年までで、あと2年です。その中で掲げた4つの大綱があります。豊かな暮らしのまちづくり、健やかな暮らしのまちづくり、快適な暮らしのまちづくり、地域を支えるまちづくり、この大きな4つの大綱の目標を達成するように努力していただきたい。そのためにはこれから示される29年度から34年度までの第5次壮警町行政改革大綱にも大きくかかわってくると思いますけれども、やはり計画した以上はそれを実行するという気構えで進んでいくことが必要でないかな。

そこで、最後の質問ですけれども、第4次行政改革等の中で未実施、まだ実施されていないようなことがもしあれば、それを今後30年度以降取り組んでいくと思いますけれども、第4次行政改革等の中で残されたものはどのようなものがあるかお伺いして、最後の質問にしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

第4次、前回の行政改革の中で未実施事項というふうに位置づけたものとして大きく4つございます。1つは、久保内出張所と青少年会館等のあり方の検討、2点目は第三セクターの見直し、3点目は上下水道料の見直し、4点目は町の車両管理の見直しの4つでございます。

1点目の出張所、青少年会館等及び2点目の第三セクターに関しましては、現在の利用状況や将来負担経費等も勘案しまして、一部は廃止であったり、運営内容の改正であった

り、そういった大胆な見直しも必要だというふうに考えているところでございます。3点目の上下水道料につきましては、先ほど副町長からご説明をいただいたとおりでございます。4点目の町の車両管理の見直し等についても、更新計画等の一元管理であったり、あるいは軽自動車への切りかえによるコスト削減であったり、そのようなものにも取り組んで、前行政改革からの積み残しの処理と今後の成果をさらに高めていけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 今さまざまなご意見いただきましたし、今町が取り組んでいることについても、取り組もうとしていることについてもご説明をさせていただきました。町民の皆さんが本当に安心してこの町にいつまでも住み続けていけるまちづくり、健全な財政運営も含めて、今回第5次の行政改革に取り組んでまいる所存でありますけれども、町民の皆さんには多少ご負担をいただかなければならない部分もありましょうけれども、行政側の者も身を切る覚悟を持って、さまざまな課題に取り組んでいかなければならないなというふうに思っておりますので、どうかご理解いただけますようお願いを申し上げます。答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 次に、5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 私のほうからは、堆肥センターの今後についてということで5点ほど質問させていただきます。

まず、1つ目、堆肥センターを運営してから町の支出は合計幾らになったか。

2番、昨年度堆肥センター生産管理改善業務を委託した結果、生産、販売の状況はどのように変わったか。

3番、現設備、人員で生産できる堆肥の最大量は幾らか。

4番、今後堆肥センターをどのように運営していくのか。

5番、4番とちょっとダブるのですが、生産管理改善業務を受託した業者との今後のかかわりはということで質問します。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 5番、真鍋議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のご質問についてですが、堆肥センターについては平成16年度に整備を行い、平成17年度から運営を開始し、13年が経過しております。当初建設費や毎年の運営費など町が支出した総額は8億1,832万5,000円となっております。その内訳は、運営委託費で3億1,886万8,000円、施設建設費、用地費、備品費などで4億9,945万7,000円となっております。

2点目のご質問についてですが、平成27年度にふるい機を更新し、新たな製造方法を確立したことにより生産性が上がり、平成27年度までは1,000トン程度か、それ以下の生産量でしたが、平成28年度は1,500トンの計画に対し、ほぼ計画に近い1,448トンを生産

することができました。また、品質のよい堆肥を生産することができたこともあり、販売金額も平成 27 年度までは 300 万円から多くても 400 万円程度でしたが、平成 28 年度は 670 万 6,000 円を売り上げました。このように生産管理改善の指導を受けたことで生産や販売に効果があらわれております。

3 点目のご質問についてですが、現在堆肥センターは社員 2 名、臨時職員 1 名、事務パート 1 名で運営しております。平成 28 年度の生産実績は 1,448 トン、平成 29 年度の計画では 1,800 トンとしていますが、製造した堆肥の保管場所に限りがあるため、堆肥生産の最大量は平成 29 年度計画の 1,800 トン程度と考えております。

4 点目のご質問ですが、理想といたしましては運営に係る経費と同額程度、またはそれ以上の堆肥の売り上げを目指すところではありますが、実際には収支が合わず、大幅にマイナスになっているのが現状であります。できるだけ経費を圧縮するとともに、堆肥の売り上げを少しでも増加させ、収支の改善を図りながら運営していかなければならないものと考えております。

5 点目のご質問についてですが、平成 27 年度から 3 年間、堆肥の生産指導を受けたことで高品質の堆肥を安定的に生産できるようになっております。このためこの業務については一度区切りをつけ、平成 30 年度以降は今まで指導を受けた内容に沿いながら、自主運営で堆肥センターの生産業務を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます、答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） わかりました。

今年度の現在時点での生産量、それから販売の実績をお知らせください。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

本年度の堆肥の販売実績、生産実績ということをご報告したいと思います。今年度 11 月現在なのですけれども、生産としましては 812 トンの生産を行っております。また、販売量としましては、これも同じく 11 月現在なのですけれども、430 トンを販売しております、販売金額につきましては 11 月末現在で 566 万 8,000 円という売り上げになってございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） 29 年度の販売計画では、答弁では 1,800 トンと出ています。1,800 トンにはまだ 1,000 トンほど足りない、現時点で。この 1,000 トン余りの差というのは、どういう要因で生じているのか。

あと、売上高も、12 月です、もう。これから冬期間販売が伸びるという可能性は少なく、来年度の春にならないと販売がふえてこないと思うのですけれども、この去年より落ち込んでいる販売額の要因も伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

確かに平成 29 年度生産の計画は、1,800 トンということでご報告を申し上げておりました。11 月末現在 812 トンということで、1,000 トンほど足りないという状況になってございます。今現在在庫のほうも結構ありまして、その保管場所というのも限られているということもありまして、なかなか思ったようにどんどん生産を今はできていないという状況で、計画よりも少ない生産ということになっております。

それで、今現在は生産 812 トン程度ということなのですが、今年度の見込みとしまして、あと何カ月間かあるのですが、残念ながら計画量の 1,800 トンには届かないかなというふうには思っているのですが、大体見込みとしては 1,300 トン程度の生産になるのかなというふうに考えてございます。

また、販売額についても当初の計画では 969 万円ということでご報告申し上げておりました。これは、町内の農家さんですとか、ばら売り、袋売りというのを今まで以上に何とか売り上げてという数字で出したのですが、こちらも残念ながらといいますか、なかなか計画には届かないかなということで、今現在は 566 万 8,000 円の売り上げということなのですが、こちらも今年度の見込みとしましては 670 万円程度、大体平成 28 年度の実績と同等程度になるかなということで予定しているといいますか、という見込みでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） 私の聞くとところによると、今年度の販売実績が伸びなかったのは、春先の天候の不順ということで、農家さん側の使用する機会が少なかったということで落ち込んだということを聞いております。

あと、今年度の町外への販売の方策として、長沼でしたっけ、フレコン詰めで販売することに決まったということも聞いております。町側もそれなりに町外への販売をすることに努力しているのも理解させていただきました。

それで、前年度の後半、年明けてからなのですが、業務委託したほうから 2 万袋ですか、その販売先をあっせんされた話があって、そのときに町側のほうから 1 袋 250 円という価格の提示をしたと聞いておりますが、仮にそのときに出した町側の数字で 4 万袋を販売この 250 円ですと、差し引き大体運営費とゼロになるよという試算だったので、卸販売でいくとこういう 250 円という金額が出てくるのだらうと思いますが、500 円で自主販売するという努力をすれば、仮に 4 万袋売ると、大ざっぱな計算ですが、1,000 万円の利益が出る計算になります。当然現場サイドでもこの出してきた今年度の 1,800 トンという製造も十分可能だというご意見でした。あとは、大体近年の状況を見ると、町内需要が 1,000 トン弱ぐらいかな、ですから 4 万袋ということはトン数に換算すると 640 トン程度になるのかな、そしたら十分生産して 4 万袋を町外に販売できる数字

が出ているのです。その努力をすることによって、自主販売の利益が出せる。そして、今までに始まってからかけた経費が8億1,800万、これも全額町が払わなくてもいいとは思いうのですけれども、ただこれだけの数字、仮に1,000万円ずつ毎年利益を堆肥センターで出していっても、この金額に到達するには80年近くかかるのです。気の遠い話なのですけれども、これで堆肥センターの運営もやめてしまうと、この金どぶに捨ててしまうことになるのです。そして、今後この行政側で昨年度末に出した数字、これを見て、生産量は実現可能です。そして、自主販売するための努力、これをすれば利益の出せる第三セクター堆肥センターになり得る。近年財政状況がよくない状況の中で、この利益の出せる堆肥センター、そういうものに変えていくという考えはあるのかどうかを町長に伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 真鍋議員のご質問にご答弁を申し上げますけれども、堆肥センターは町の農業振興にあっては大変重要な役割を担っているというふうに思っております。確かに今までもいろんな委託料も含めまして町の一般財源からもかなりの金額が出ておりますけれども、やはり農業振興という観点から考えますと、これをすぐにどうする、こうするということにはならないかなというふうに思っております。

ただ、平成25年度ころからこの堆肥センターを何とかしようということで、アドバイザーもいただきながら、製造あるいは販売に向けても研究をしまいいりました。今ご指摘のように、もう少し町外への販売を拡大して、収支のバランスをとれるのではないかとというご質問ですけれども、確かにそのような数字にはなってくるかなというふうには思っております。職員のほうも努力をして、町外への販売拡大に向けて今取り組んでいるところでもございますので、採算が合うベースにまでいつごろ到達できるかはわかりませんが、なお一層販売、生産もそうですが、販売に向けても努力していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 今すぐにはできない、それは理解できますけれども、ただその努力は先延ばしに長くずるずるとしているわけにはいかないと思います。こういう状況にちょうど財政もなっている中で、堆肥センターに以前私が議員になりたてのころ年間の持ち出しが500万かと、その程度かなと言った記憶があるのですけれども、この約7年間で状況も変わり、そしてその中で私の考えも変わりました。先ほど言ったように、売る努力さえすれば利益が出せる状況にあるというのが見えてきてからです。現在堆肥センターは、製造にかかわる2人の職員で運営していますが、リサイクルシステムに製造だけではなく販売も委託するような考え方を持ってやれば、もう少しは販売実績が上がるのかなと。一生懸命皆さんも努力されているのはわかるのですけれども、こんな言い方したらかなり失礼だと思うのですけれども、皆さん公務員の感覚で商売するとなかなか利益が上げられないのかなと。今後リサイクルシステムそのものが資機材の更新だとか修理とかというのも当然運営していけばかかっていきます。町側でなくリサイクルシステムが直接そ

ういう業務を担うように、運営を持っていくような方法をしていけば経費の節減にも大分つながっていくのかなと、そういう考えもありますので、そういう方向性にリサイクルシステムを持っていくという考え、それはどう思いますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） リサイクルシステムの代表も兼ねているということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

これまでも堆肥センターにかかわってさまざまな質疑を受けて、お答えをさせていただいておりますが、その中でもリサイクルシステムのあり方について、今の現状が本当にいいのかというと、町から委託を受けて、第三セクター的に製造しているという会社の位置づけが多分販路拡大とかというご指摘の中でいけば実態にはそぐわないだろうということで、これまでも申し上げてきたというふうに思っています。会社のあり方をもっと民間ベースに移行していかないと、なかなか販路拡大ですとかというのは難しいだろうなということでの認識は持っていますが、それが実際できるかというところで、これまでもある機会を通して相談を持ちかけていますが、堆肥センターという特殊性から見ればなかなかそこには踏み込んできてもらえなかったというのが現状でありますので、そういった点を踏まえながら、現在の堆肥センターのあり方そのものが町内の原料だけではなくて、町外からも持ってきてつくっているということを踏まえていけば、おのずとどこかの時点では方向転換といったものも検討の余地には入ってくるのかなと。その中で、先ほど言いましたようにリサイクルシステムという三セクではなくて、本当の純然たる民間の資本の中で運営されていくような方法も選択していく必要があるだろうということで現状では考えているというところであります。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は 14 時 10 分といたします。

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） 副町長の今の答弁だと、行く行くは堆肥製造の業務を 100%ぽんと民間に任せてしまいたい、そして町は手を引きたいという答弁ですか。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 先ほどの答弁させていただきましたが、例として申し上げただけで、完全に手を引くとかそういうことではありませんので、誤解なきよう理解していただきたいと思います。

なお、先ほど申し上げませんでした、先ほど議員からの質問で前年度大口での販売の計画もあったことは事実ですが、実現に至らなかったという部分もあって大量の売り払いは発生しなかったということでもありますので、そこはご理解していただきたいなと思いま

す。商業ベースでの話ですので、いつどうなるかというのは見通しはありませんが、今年度試験的に買いたいという町外の方もいて売り払いをしていますから、そういった機会を捉えてできるだけ販売は広げていきたいというふうには考えていますので、そこはご理解していただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） しつこいようですけれども、町営でやっていただきたいなと思っています。仮に大ざっぱな数字なのですけれども、1,000万円の利益が出せるなんて言ったのですけれども、なかなかそこまではいかなくて、単純計算で大ざっぱな計算なのですけれども、ただ利益が出せることは間違いのないということが計算上出ています。それに向けての努力をしてください。その努力をしないよというのだったら、やめてしまいなと僕は思います。これ以上マイナスのどんどん、どんどん圧縮していても多分1,000万ちょっと切った程度で頑張らなければ終わってしまうというような状況にあると思います。もうそんな余裕はないでしょうということを言って、終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 私のほうからお答えさせていただきますが、これまでも昨年度からアドバイザーに指導をいただいて、良質の堆肥ができるようになっております。そういった情報を聞いて、近隣の伊達市さんからも農家の方が買いに来られているのも実態であります。さらに、先ほども申し上げましたように町外の事業者の方で試験的にという方もいらっしゃいますから、そういった部分では多少の効果といえますか、PR効果も兼ねていけるのかなというふうに思っています。

また、町独自では、今各地区に道の駅ができていまして、その中で緑化の推進のための動きもありますから、そういった際に町の職員が出向いて、開発局のほうにPRをさせていただいて、一定程度評価をいただいているという実態もございますから、そういった部分で町としてできる部分は最大限これまで同様進めてまいりますし、あわせていろんな機会を通してPR活動を進めていきたいというふうには思っています。

ただ、いかんせん先ほども申しましたが、原料の調達に100%絶対大丈夫だというふうには言い切れないという実態がありますので、そこは何かお願いをして継続しているという状況でもあります。あわせて町の一般廃棄物であります汚泥の処理も行っておりますから、そういった部分との兼ね合いも検討した上で、今後のあり方についてはこれまでと同様検討を続けていかなければならないのかなというふうには考えておりますので、そういった観点でご承知をいただきたいなというふうに思います。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第63号ないし議案第75号

○議長（松本 勉君） 日程第6、議案第63号ないし議案第75号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 平成 29 年第 4 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 63 号から議案第 75 号までの 13 件であります。その提出議案についてご説明いたします。

議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 2,852 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 1,924 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 4,777 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 9 月 18 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。6 ページです。こちらは、9 月 18 日本道に上陸した台風 18 号による被害対応分の計上となります。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で 1,385 万円の追加となります。町道幸内上幸内線ほか 1 路線の路面修繕や路肩修繕、側溝修繕、町道幸内上幸内線ほか 23 路線の路面の水切り、路面清掃、路面整正、側溝土砂上げ、倒木処理、それから幸内川ほか 3 河川の氾濫による法面修繕や倒木処理、土砂処理などに要する経費計上となります。

農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で 426 万円の追加となります。上立香地区、幸内弁景地区、上久保内地区の農業用排水路の土砂上げ、排水路の一部損壊による修繕に要する経費計上となります。

その他公共施設・公用施設災害復旧費で 113 万 5,000 円の追加となります。仲洞爺野営場での倒木処理と炊事舎屋根破損の修繕、昭和新山鉄橋遺構公園の倒木処理、コミュニティー FM 久保内中継局アンテナ支障木処理、弁景地区での倒木による光ケーブル切断の対応処理、幸内地区送湯ラインポンプ水没による修繕などに要する経費計上となります。

歳入では、地方交付税で 1,924 万 5,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 4,777 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 453 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 5,230 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 9 月 28 日であります。

事項別明細書、歳出から説明をします。13 ページです。総務費、選挙費、衆議院議員総選挙費で 453 万 4,000 円の追加となります。10 月の 10 日公示、22 日執行の衆議院議員総選挙に係る報酬から使用料及び賃借料までの 7 節にわたる経費計上となります。財源区分では、特定財源として道支出金 342 万 6,000 円を計上しております。給与費明細書を添付しておりますので、こちらは後ほどご照覧ください。

12 ページの歳入では、地方交付税で 36 万 4,000 円の追加となります。

道支出金、委託金、総務費委託金で 342 万 6,000 円の追加、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 74 万 4,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 5,230 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 360 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 5,590 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 9 月 29 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。21 ページです。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で 360 万円の追加となります。こちらは、9 月 18 日本道の上陸した台風 18 号による被害対応分となりますが、長流川に設置の立香地区頭首工下流部の河床保護ブロック半断面が流出する被災が発見されております。この状況を放置しておきますと、頭首工本体に大きな損傷を及ぼす可能性が高く、管理者である立香水利組合で

は対応が困難であり、町に対して復旧支援の要請がなされております。このため国の災害査定を受けるため必要となる被災調査、復旧方針や復旧計画等の策定等を専門業者へ委託するための経費計上となります。なお、この頭首工は、昭和 56 年災害によって設置されたものであります。

なお、台風 18 号の災害につきましては、北海道が激甚災害指定となったため委託費についても補助対象となりますが、詳細内容が不明のため補助額確定後に財源調整を行うこととしております。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 360 万円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

議案第 66 号 壮瞥町農業研修シェアハウス設置条例の制定について。

壮瞥町農業研修シェアハウス設置条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 28 年度の地方創生交付金の事業採択を受け、現在改修中の合同事務センターについて平成 30 年 3 月 23 日を工事完成工期としており、4 月から運用を開始するため、新たに必要となる設置条例を議会に提案するものであります。

条例名は、壮瞥町農業研修シェアハウス設置条例でありまして、第 1 条の目的から第 11 条の委任までの 11 条立てとなります。こちらでは施設の名称、それから利用対象者を第 3 条に規定し、利用期間を第 4 条に規定し、2 年以内としております。使用料につきましては、第 7 条別表に規定し、1 部屋月額 1 万 5,000 円としております。

附則で条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日からとしてございます。

議案第 67 号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約を、別紙のとおり制定する。

この西胆振介護認定審査会は、介護保険法第 15 条の規定に基づく実施機関であり、事務局は 3 カ年交代の持ち回りとなっております。豊浦町は、平成 27 年度から 29 年度までの事務局を担当しておりますが、平成 30 年度からは洞爺湖町が事務局となることから、規約の一部変更を提案するものであります。また、介護保険法施行令の一部改正により、審査会委員の任期について市町村条例により 2 年から 3 年以下の期間として定めることが可能となっております。このため事務局担当期間と同様の 3 年とするため条項を追加してございます。

附則で、この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしてございます。

別に新旧対照表をつけておりますが、こちらは後ほどごらんください。

議案第 68 号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約を、別紙のとおり制定する。

この西胆振障害者自立支援審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第 14 条の規定に基づく実施機関であり、事務局は 3 カ年交代の持ち回りとなっております。豊浦町は、平成 27 年度から 29 年度までの事務局を担当してきておりますが、平成 30 年度からは洞爺湖町が事務局となります。このため規約の一部変更を提案するものであります。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正により、審査会委員の任期について市町村条例により 2 年から 3 年以下の期間として定めることが可能となったことから、事務局担当期間と同様の 3 年とするため条項を追加しているものであります。

附則で、この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとさせていただきます。

こちらで別紙で新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんください。

議案第 69 号 西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、西いぶり広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約です。

西いぶり広域連合が設置運営するごみ処理施設の老朽化に伴う施設更新に当たり、平成 30 年度に新施設の基本計画策定や測量、地質調査、生活環境影響調査などを実施する必要がありますが、現行の規約では新施設に対応する各市町の負担区分が定められていないため、新たにごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設整備に関する計画策定に係る経費として、登別市を除く均等割 5 %と実績ごみ処理量割 95%を規定し、別表に項目を追加するものであります。

附則で、この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとさせていただきます。

こちらで別紙で新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんください。

議案第 70 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）について。

平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 5,590 万 5,000 円から歳入歳出それぞれ 14 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 5,576 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をします。40 ページです。総務費、企画費で 104 万 4,000 円の追加となります。地域情報通信基盤整備事業では、道道立香南久保内線などで支障となる光ケーブルの移転工事に要する経費計上となります。さきに実施の弁景地区等の光ケーブル移転補償額が確定しましたので、あわせて整理をしております。行政情報システム運用管理事業では、急速に普及した電算システムの運用に当たりセキュリティー対策の高

度化に伴い、町職員だけの運用管理に限界があるため、補助サポートに係る経費計上をしてございます。企画調整用務経費事業では、平成 30 年 2 月開催の昭和新山国際雪合戦にフィンランド、ケミヤルヴィ市雪合戦チームが参加、来町されるための経費計上となります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 463 万 9,000 円の追加となります。国民健康保険特別会計と介護保険特別会計への繰出金となります。

後期高齢者医療費で 441 万円の減額となります。後期高齢者医療療養給付費負担金と後期高齢者医療特別会計繰出金についてそれぞれ平成 28 年度の負担金額確定に伴う整理となります。

41 ページ、衛生費、保健衛生費、予防費で 80 万円の追加となります。妊婦健診対象者の増加に伴う不足分の計上となります。

温泉管理費で 109 万 8,000 円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費となりますが、修繕では修繕箇所の増加に伴う不足分の計上となります。委託料では、入札執行残の整理となります。財源区分では、蟠溪地区の温泉管移設に伴う補償額の確定による整理となります。

農林水産業費、農業費、農地費で 21 万 6,000 円の減額となります。道営土地改良事業幸内弁景地区の事業費減に伴う整理と公共災害復旧事業に伴う負担金増の整理となります。

林業費、林業振興費では財源区分の変更で、地域づくり総合交付金追加配分に伴う整理となります。

商工費、観光費で 116 万 6,000 円の追加となります。そうべつ情報館運営事業に係る電気料増加に伴う不足分の計上となります。

土木費、水道費で 77 万 5,000 円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となります。

42 ページの下水道費で 33 万 4,000 円の減額となります。集落排水事業特別会計への繰出金の整理となります。

住宅費、住宅管理費で 100 万円の追加となります。退去修繕に係る 1 件当たりの金額が高額傾向にあり、今後の退去修繕に対応する不足分の計上となります。

住宅建設費で 81 万 2,000 円の減額となります。執行残の整理となります。

教育費、国際交流費で 301 万 4,000 円の減額となります。平成 29 年度事業執行残の整理となります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 31 万 6,000 円の追加となります。平成 27 年度臨時福祉給付金事業の実績確定に伴う返納金の計上となります。

38 ページの歳入では、分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金で 7 万 1,000 円の減額となります。道営土地改良事業幸内弁景地区の事業費減に伴う整理となります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 19 万 8,000 円の追加となります。マイナンプー制度に係る交付金額確定による整理となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で7万円の減額となります。平成29年度の額確定に伴う整理となります。

道補助金、農林水産業費補助金で46万4,000円の減額となります。農業費について農業競争力基盤強化特別対策事業補助金は、道営事業費の減額による整理となります。地域づくり総合交付金の配分決定による整理となります。林業費については、地域づくり総合交付金の鳥獣分の配分内示による整理となります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で301万4,000円の減額となります。

財政調整基金繰入金で194万7,000円の減額となります。

諸収入、雑入で532万4,000円の追加となります。光ケーブル移転補償費で192万2,000円、温泉管移設補償費で340万2,000円となります。

39ページ、町債、農林水産業債で10万円の減額となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

34ページ、第2表、債務負担行為補正では、いずれも平成29年度から平成30年度の期間において幌別硫黄鉱山坑廃水処理事業、限度額3億3,037万7,000円、じんかい収集運搬事業、限度額1,450万円、資源ごみ収集運搬事業、限度額1,900万円、中学生フィンランド国派遣海外研修事業、限度額1,118万円の4件について追加するものであります。

35ページ、第3表、地方債補正では、道営土地改良事業、限度額70万円を限度額60万円に変更するものであります。

議案第71号 平成29年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成29年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5億1,042万1,000円に歳入歳出それぞれ852万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,894万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

48ページの事項別明細書、歳出から説明をします。総務費、総務管理費、一般管理費で195万5,000円の追加となります。平成30年度以降の国保事業の都道府県化に伴う電算システム利用に係る負担金の計上となります。財源は、全額国道支出金となります。

保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費で1,200万円の追加となります。前年度実績ベースで予算計上をしておりましたが、今年度は高額療養対象額が増加しており、今後不足が予想されるため、不足分の計上となります。特定財源として、国庫支出金で療養給付費等負担金、その他で前期高齢者交付金を計上してございます。

出産育児諸費、出産育児一時金で42万円の追加となります。出産対象者の増加による不足分の計上となります。

後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金で585万円の減額となります。額の確定による

整理となります。

47 ページ、歳入では、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金で 228 万 4,000 円の追加となります。過年度分の整理となります。

国庫補助金、特別調整交付金で 88 万 5,000 円の追加となります。

道支出金、道補助金、特別調整交付金で 107 万円の追加となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 428 万 6,000 円の追加となります。出産育児一時金等繰入金で 28 万円、財政安定化支援事業繰入金で 26 万 3,000 円、その他一般会計繰入金で 374 万 3,000 円となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

議案第 72 号 平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について。

平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4,430 万円に歳入歳出それぞれ 43 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,473 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

53 ページ、事項別明細書、歳出から説明をします。納付金、後期高齢者医療納付金で 43 万 5,000 円の追加となります。事務費負担金等の確定と繰越金の整理となります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で 28 万 7,000 円の減額、保険基盤安定繰入金で 9 万 4,000 円の減額となります。

繰越金で 81 万 6,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 73 号 平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について。

平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 6,193 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 178 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,371 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

61 ページの事項別明細書、歳出から説明をします。総務費、介護認定審査会費、認定調査等費で 15 万円の追加となります。要介護認定者数の増加により更新認定の被保険者数が増加傾向にあり、予算不足による計上となります。

地域支援事業費、一般介護予防事業費で 13 万円の追加となります。嘱託職員の通勤手当と時間外手当の不足分の計上となります。

介護予防・生活支援サービス事業費で 150 万円の追加となります。デイサービスの利用

者が当初見込みより増加しているため、不足分の計上となります。また、介護予防ケアプランのホームヘルプとデイサービスのみの利用者が当初見込みより前年度の約1.6倍と伸びているため、不足分の計上となります。

59 ページ、歳入では、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で36万1,000円の追加となります。特別徴収の保険料となります。

国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金で40万7,000円の追加となります。

支払基金交付金、地域支援事業支援交付金で45万6,000円の追加となります。

道支出金、道補助金、地域支援事業交付金で20万3,000円の追加となります。

60 ページ、繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金で20万3,000円の追加となります。

その他一般会計繰入金で15万円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第74号 平成29年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成29年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額2億1,780万円の歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,802万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。68 ページ、総務費、総務管理費、維持費で100万円の追加となります。維持費については、仲洞爺第2浄水場送水ポンプや増圧ポンプ等の高額な修繕が発生したため、予算不足となったことによる経費計上となります。

施設費、建設改良費で77万6,000円の減額となります。道道洞爺湖登別線など3つの委託業務の執行残の整理となります。

67 ページ、歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で77万5,000円の追加となります。

繰越金で34万9,000円の追加となります。前年度の繰越金です。

町債、衛生債で90万円の減額となります。委託業務の執行残の整理による地方債の整理となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

64 ページ、第2表、地方債補正では、壮瞥町簡易水道施設整備事業、限度額7,290万円を限度額7,200万円に変更するものであります。

議案第75号 平成29年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成 29 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

72 ページ、事項別明細書で説明をします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 33 万 4,000 円の減額となります。集落排水事業繰入金で 21 万 6,000 円の減額となります。管理型浄化槽事業繰入金で 11 万 8,000 円の減額となります。

繰越金で 33 万 4,000 円の追加となります。前年度の繰越金となります。

第 1 表の歳入予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

以上が今定例会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12 月 15 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2 時 5 5 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成２９年壮瞥町議会第４回定例会会議録

○議事日程（第２号）

平成２９年１２月１５日（金曜日） 午前１０時００分開議

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 議案第６３号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ３ 議案第６４号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ４ 議案第６５号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ５ 議案第６６号 壮瞥町農業研修シェアハウス設置条例の制定について
- 日程第 ６ 議案第６７号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第 ７ 議案第６８号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第 ８ 議案第６９号 西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 ９ 議案第７０号 平成２９年度壮瞥町一般会計補正予算（第１０号）について
- 日程第１０ 議案第７１号 平成２９年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第１１ 議案第７２号 平成２９年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第１２ 議案第７３号 平成２９年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第１３ 議案第７４号 平成２９年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第１４ 議案第７５号 平成２９年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第１５ 議案第７６号ないし議案第８０号について
- 日程第１６ 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君

会計管理者

小 松 正 明 君

税務会計課長

総務課長（兼） 作 田 宏 明 君

総務課参事 庵 匡 君

総務課参事 上 名 正 樹 君

住民福祉課長 小 林 一 也 君

経済環境課長（兼） 阿 部 正 一 君

商工観光課長 齊 藤 英 俊 君

建設課長 工 藤 正 彦 君

生涯学習課長 山 本 貴 浩 君

選管書記長（兼） 作 田 宏 明 君

農委事務局長（兼） 阿 部 正 一 君

監委事務局長（兼） 齋 藤 誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋 藤 誠 士 君

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

1 番 佐藤 忖君 2 番 菊地敏法君

を指名いたします。

◎議案第 63 号

○議長（松本 勉君） 日程第 2、議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 64 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 64 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 65 号

○議長（松本 勉君） 日程第 4、議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 66 号

○議長（松本 勉君） 日程第 5、議案第 66 号 壮警町農業研修シェアハウス設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） この設置条例第 7 条で利用料を定めております。そして、別表で月額 1 万 5,000 円を利用者から徴収することとしておりますけれども、この月額 1 万 5,000 円とした基礎的な数値といいですか、何がこれだけかかるからという積み重ねがあって 1 万 5,000 円としたのでないかと思うのですけれども、その基礎的な数字もしもあれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

シェアハウス使用料の 1 万 5,000 円の根拠ということなのですが、まだこれから始めるということで、どれがどれだけかかるというのはわからなかったものですから、実は総務省のほうの統計調査で家計調査というものがあまして、その中で単身者の光熱費

というのが出ておりました。毎年年度ごとに出ているのですけれども、28年度の総務省のその統計調査を見ると単身者の光熱費が1万1,028円となっていました。また、そのほかにインターネット環境を整備することを考えておまして、それが大体3,000円ぐらいかかるということと、あと燃料費もちょっとわからなかったものですから、大体一律1,000円ぐらいかなというような想定をしまして、それで合計しまして1万5,000円という単価を設定いたしました。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 積算というか、1万5,000円については今聞いて了解しますけれども、1万5,000円の中に含まれるのは光熱水費とインターネットですけれども、冬期間、2年間で限度ですので、もしも続けて生活しますと2年間の冬期間、ここでいうとストーブをつけるのはいつでしょう。何月から何月、それぞれ違うと思いますけれども、燃料費が今1リッター80円ですか。少なくとも1日3ないし4リッターは使用するのではないかと思いますのです。1日300円前後かかって、1カ月に1万円、そのほか電気料だとかいろんなものがかかると思いますのですけれども、そのような形で本当に1万5,000円でいいのかどうか。これやってみないとわからないのですけれども、そんな疑問を持ちます。

そして、こういう施設をつくったら、最低の維持管理費はかかるのではないかと思います。そういう面で、来年の4月1日以降からこの施設が利用開始になるのですけれども、果たして何人いるかわかりませんが、この施設を運営するための基礎的な数字はどのくらい考えているのか。もう既に予算査定が始まっていると聞いておりますので、担当課では来年30年度にこのシェアハウスを設置して運営するために最低このくらいの経費を考えていますという数字があれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、燃料費冬場かかったりとかいうのはあるのですけれども、最初に申しましたとおり、まだいろいろとやってみなければわからないということがありまして、料金的には冬場だから何ぼ取るとかということではなくて、年間通して一律で料金設定をしようかなというふうに考えてございます。

また、ご質問にありました必要最低限の経費ということなのですけれども、施設を維持するために光熱水道費ですとか燃料費とかあるのですけれども、今役場サイドで見込んでおりますのは、燃料費としまして年間で大体80万円程度、あとは光熱水道費で大体70万円程度、あとインターネット通信費で年間10万円程度ということで、今現在は大体160万円程度というふうに考えているのですけれども、ただ実際本当にやってみなければわからないということもありますし、一応今最大ということで見えていますので、実際には少し下がるのかなという予想をしているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 3 番、毛利爾君。

○3 番（毛利 爾君） 利用の制限のところでお聞きしたいのですが、先日ご説明いただいたときには施設内でのペットの飼育は禁止するということがあって、施設内というよりは敷地内でも必要でないかと。それが今回削除された理由をお聞きしたいのですが。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

前回の説明のときには動物を飼ってはいけないという規定をしまして、ご指摘にありました建物だけではなくて敷地内全てということにして、我々もそういうご意見も踏まえて、動物を飼う、飼育は建物内であっても、建物外であってもそれはお断りしようというふうに考えてございます。この文章には載ってはいないのですけれども、（6）番の運営上支障があるときという中に含めたということでございまして、前に説明したのを取り下げたとかやめたということではなくて、考え方は変わっていないということでございます。なので、建物内であっても、外であっても動物を飼うということはお断りしたいという考えには変わりございません。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 3 番、毛利爾君。

○3 番（毛利 爾君） 6 番で含めてあると。ということは、利用する方にその都度その都度説明するわけですね。であれば、この条例を見たときにはっきりわかるように明示したほうがよろしいのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおりだとは思います。ただ、動物もそうですし、ほかのいろんなことが、ちょっと今想定は別なものは考えてはいないのですけれども、いろんなことがあったときにそれぞれ個別に全てを列挙するというよりも、その都度その都度この条文に当てはめて考えたほうがいいのではないかなということもありまして、趣旨は変わってはいないのですけれども、文言を整理させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） 第4条の利用期間のことで聞きたいのですけれども、研修宿泊施設を利用できる期間は2年以内とするということなのですから、この場合1研修機関に就農して、果樹であるとか一般の農業とか施設園芸あるのですけれども、そうやってしたときに研修先が変わった場合、仮に2年で研修先が終わりましたと。そこから出て、また今度研修先が変わった場合にまた2年間利用できるのか。皆さんが就農できればいいのですけれども、その辺はどう考えるのですか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

一応入居期間は2年間ということで、あくまでも1研修につき2年間というふうに考えてございます。今議員おっしゃったようないろんなケースが出てくるのだろうとは思いますが、なので、今ここでそれがいいとか悪いとかとなかなか言えなかったりもするのですが、その状況を見て弾力的に運用できればなというふうに考えてございます。基本としては、1つの研修につき2年というようなのを基本というふうに考えたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 私も今の同僚議員の第4条の研修宿泊施設を利用できる期間は2年以内ということで、2年という縛りをつけております。研修施設ということでの部分の中で2年ということであると思うのですが、この2年という根拠はどういうことなのでしょう。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

一応入居期間は2年というふうにさせていただきたいという提案をさせてもらっています。これといってこれだという根拠はないのですけれども、国のほうの事業で農の雇用事業ですとか青年就農給付金とか、そういう国の事業の助成期間というのでしょうか、そういったものが2年であるということ踏まえて、それ以外のところにこれだというのはないのですけれども、そういう国の制度が2年ということもありまして、おおむね研修としては2年ぐらいが適当ではないかということで2年間というふうに設定してございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） この研修施設に入る該当する部分、いろいろ考えられると思うのですが、新規就農、自分で独立をして農業経営をしていきたいと。その部分でいいますと、一般的には青年給付金もそうですけれども、準備期間みたいなのが2年間。2年間農業の実習をして、その後独立、就農に向けて動き出すということが新規就農のパターンだと思うのです。今回のうちの町のこの取り組みというのは、新規就農もちろんオーケーでしょうけれども、同時に農業法人等に雇用という形で入って、そして雇用契約を結んで農業に取り組んでいただくという部分の中で、シェアハウスという形の中で支援をしていきたいという趣旨だと思っています。その雇用の場合、今言われたように農の雇用の事業が1年から最大2年ですから、そういう2年をベースに置いているのは私も理解できるわけですが、一般的に雇用の場合、できれば当然ずっと雇用を続けていただいて、その中で例えば独立就農を目指す人もいるでしょうし、第三者継承といってリタイアしようという農業のところの農地、施設を引き受けて農業を開始するというパターンも出てくるでしょう。もしくは、農業法人の中でまた活躍するという形の中で、どちらかというと新規就農はハードル高いので、雇用型から入って行って、農業で若い世代がうちの町に定住をしていた

だくと、そういうふうには期待を私もするわけですが、その中で2年以内ということに縛りをつけていますけれども、この辺その間に例えば新規就農はもちろんですけれども、雇用もできればずっと2年過ぎても壮瞥町で農業でやっていただきたいという思いはあるのですが、そうしたときに2年の中で住むところを、2年ということですから2年の後は出なければならないということになりますから、その間に町の公営住宅ですとか民間の住宅等のあきを見つけて、そこに移ってもらうということを当然考えていかなければならない時期が来るのだらうと思うのです。そうしたときに2年であきがあるかどうかというのは、なかなか難しいところがあるのかなという感じがするのですが、ですから例えばこの2年というのは原則2年、要するに研修宿泊施設を利用できる期間は原則2年以内とするということで少し幅を持たせて、おおむね2年で町内のほかの住宅等に移ってもらうということは働きかけをしていくということは当然でしょうけれども、2年以内できちっと縛ってしまうのはいかがかと思うのですが、その辺少し幅を持たせる考えはあるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

入居期間2年間ということで、今議員がおっしゃられたとおりだと思います。それで、2年間の間に議員おっしゃるとおり公営住宅なり、民間住宅なり見つけてもらうのが一番いいのかなと。ただ、そういう場合もなかなか難しい場合もあるということで、確かにそのとおりだと思います。これでは2年というふうにしておりまして、幅を持たせたということなのですが、一応ルールとしましては基本的には2年とさせてはもらっております。ただ、2年後どういう状況になるかもわからないということもありまして、その辺はルールはルールとして2年間というふうにはさせてもらっているのですけれども、弾力的といいますか、その都度その状況によって検討するということで、弾力的に運用するというにしたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。弾力的と、それは私もそう思うのです。この条例の中で2年以内とすると切っているということで、そこで弾力はわかるのです。それが条例でこうなっているのに、2年過ぎているということが条例からいうとどうかなと。ですから、できる期間は原則2年以内とする、原則を入れることによって幅を持たすことのできるのではないかということでの趣旨で質問しているので、その辺入れることがどうなのでしょう。その辺見解を伺いたと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

趣旨はよくわかっているつもりではおりますが、弾力的といいますか、条例ではこうなっているということなのですが、ただ2年後どうなるかわからないので、弾力的と

いうふうに申し上げたのですけれども、この条例の最後のほうにこれに定める場合以外の必要事項は別に定めるということもありまして、決して弾力的運用がだめだとか条例にないからということではなくて、協議をするものを残しておりますので、その都度協議といいますか、検討して運用できればなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号 壮瞥町農業研修シェアハウス設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、議案第 67 号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約につ

いては原案のとおり可決されました。

◎議案第68号

○議長（松本 勉君） 日程第7、議案第68号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎議案第69号

○議長（松本 勉君） 日程第8、議案第69号 西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この規約変更でございますけれども、これは処理場建設の計画策定に係る経費ということで理解しております。それで、経費に関する負担割合の考え方なのですが、基本的には大規模町村と小規模町村が広域で事務を行う場合に、小規模町村はなるべく実績といいますか、小さい負担を求めると。大規模町村については、ある程度の固定経費は見てほしいという考え方にきつとなると思うのですが、その妥協の落としどころといいますか、そういうところに多分均等割があるのかなと。市町村均等割で5%、それと計画ごみ処理量については95%ということで、固定経費としての均等割という考え方でいいかどうかの考え方について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前 10 時 25 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回の 5%と 95%という考え方でございますが、一定の固定負担という、そういうお考え方で結構かと思えます。この 5%、95%という数字につきましては、今回設定をしておりますけれども、新たに出てきた数字ではなくて、そもそも広域連合のいろんな運用しているものについてこの考え方を適用してきたという経過がございます。設定に当たっても開設当初に他の地域の事例調査なんかも踏まえて首長間で合意をした数字、それが今に至っているということなので、今回の提案もその考え方を踏襲してご提案しているということでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号 西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号

○議長（松本 勉君） 日程第 9、議案第 70 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題といたします。

最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページから。一般 3 ページ、ありませんか。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） この 3 ページの一番上の企画費についてお尋ねしたいと思います。

企画費の賃金で 14 万 4,000 円、そしてその項目では行政情報システム運用管理事業費の中で賃金 14 万 4,000 円を今回補正計上しているのですけれども、私なりに考えて、やは

りこれは現在役場に来てみると職員の机の上には最低でも2台のパソコンが並んでおります。また、昨日ある課のところ行きましたら1台ふえたのですよと。来年から新しい制度が発足するので、1台ふえたのですよということで3台並んでおりました。そういう面で、やはりこれからはコンピューターの保守管理、情報の流出だとか、または管理に十分気をつけなければならないと考えている一人ですけれども、29年度何月から何月まで、賃金でするので、臨時職員としての賃金ですから、1カ月単位で1年間とかという考えではないと思います。その都度頼むのではないかと思いますけれども、29年度、今年度14万4,000円を補正して、何月から何月まで、当然3月までなのですから、何回くらいこのような形で賃金をお支払いして管理業務に携わっていただけるのかについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課、庵参事。

○総務課参事（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回の賃金の補正の内訳といいたしましょうか、積算でございますが、臨時職員でございますので、週20時間未満という雇用をする予定でございます。2カ月ですので、一応2月から3月のフル2カ月の分の賃金を今回計上しております。内容については、議員がおっしゃったところが多分に関与しておりまして、近年の情報セキュリティであったり、あるいはマイナンバーの導入に伴ってかなり業務が高度化しているということがありまして、特にここ数年で一気にそれらが進んだものですから、それらを一回整理をして、マニュアルであったり、体系化をするだとか、そういった再構築するような業務を行っていただく予定でございますが、2カ月では恐らくは難しいだろうという判断をしておりまして、改めて30年度の予算の際には次年度の分も上程をさせていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 次に、一般3ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般4ページ。

6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 私は、商工費の観光費、そうべつ情報館運営事業、光熱費についてお伺いしたいと思います。

歳出が少し出てきたのかなという中で、どのような内容で歳出につながったのか、またその対応について、またできれば個々の金額がわかればわかる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

ご質問の電気料の部分でございます。今回補正を提出させていただきました要因といたしまして、まずベースとしてありますのが電気料金のほうで燃料調整の部分の賦課金、そ

れから再生エネルギーの賦課金のほうが別として上がってきているというのがありまして、4月当初から徐々にそういった影響が出てきて、電気料金が見込みより多く上がってきているということになっております。それで、具体的に言いますと、情報館の電気料金については町の管理している部分、主には観光情報コーナー、これとあと消防、それから指定管理者であるサムズ、お店のほうです、こちらが使用しております電気、これを案分してやっているということになります。

それで、今回このような金額を補正させていただくことになった主な要因といたしましては、先ほどのベースの料金が上がっているということに加えて、まずことしの3月に完成した情報コーナーのリニューアルにおいてショーケースを設置したということがありますけれども、これがライトアップするような形のものになっているということの金額のアップ、それからさらに展示物でパネルを設置して観光情報を見やすく掲示したということで、こちらのほうのライトアップ、これもスポットライトなどを当てて掲示しているということもありまして、こちらのほうが費用が上がってきているということになります。

それから、もう一つの要因といたしましては、6月、7月に開催いたしましたグルメマルシェ1カ月間、当初は既存予算の中でのみ込めると判断しておりましたが、ちょっと予想以外の料金がかかってきたということで、こちらのほうも全体の支払いを押し上げる形になったということでございます。

こういった部分で料金がちょっと上がってきておりますが、その他の照明とか、あるいは冷暖房のほうの使用等を抑えて、極力電気料金のかからない運営を今後も心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今の質問に関連するのですが、当初予算で光熱費として825万9,000円計上しておりました。その内訳、例えば水道料だとか電気料だとかそういう内訳わかりませんので、当初予算で見た825万9,000円のうち電気料はどの程度計上していたのかについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、今おっしゃられました光熱水費が29年度の当初予算で825万9,000円ということになります。そのうち電気料金が約736万円、さらにそのうち水道料金が5万8,000円、それから一般的な電気料金のほかに急速充電器、いわゆるEVの急速充電器の電気料金のほうで約52万円ほどということで、光熱水費の内訳はおよそそのような形になっております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで、今の説明では当初予算の光熱費の中で 736 万、そして今回補正で 116 万 6,000 円しますと、電気料だけで 852 万かかるということです。かかっているということなのですけれども、これは先ほど消防だとかいろんな展示物だとかいろいろお話しになったけれども、そちらのほうからもお金は入ってくるのですね。それで、今回もしも議長お許しいただければ歳入ともちょっと関連するのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（松本 勉君） はい、許します。

○1 番（佐藤 恣君） 歳入について、38 ページの 20 に諸収入の雑入で 532 万 4,000 円が計上されております。そうしますと、例えば先ほど言われた中にマルシェをやって予想外に電気料がかかったとか、そういうことがお話ありましたけれども、この 532 万 4,000 円の中にそのような事業をやって使った電気料などはどの程度この 532 万の中に含まれているのか。そして、町は単独に 532 万の中にどれだけ歳入として見込んでいるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 40 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

今おっしゃられたご質問の内容で、グルメマルシェ等の余分にかかった電気料についてその利用団体から収入があったのかというお話でございますが、こちらのほうは当初から町の政策的な意図として進めている事業ということで、こちらのほうはそのまま町の電気料金を使って事業展開したということになりますので、実態として利用者から、グルメマルシェの参加者から電気料金としていただいたという形はありません。ただ、この事業を運営するに当たって、全売り上げの 10%を共同委員会のほうの経費として徴収するという形で運営をしております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 戻りまして、一般 4 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般 5 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入について、一般 1 ページから。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正及び第 2 表、債務負担行為補正

並びに第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 平成29年度壮瞥町一般会計補正予算（第10号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第71号

○議長（松本 勉君） 日程第10、議案第71号 平成29年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号 平成29年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第72号

○議長（松本 勉君） 日程第 11、議案第 72 号 平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 72 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号 平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

◎議案第 73 号

○議長（松本 勉君） 日程第 12、議案第 73 号 平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 73 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号 平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 74 号

○議長（松本 勉君） 日程第 13、議案第 74 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 74 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号

○議長（松本 勉君） 日程第 14、議案第 75 号 平成 29 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 75 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号 平成 29 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 76 号ないし議案第 80 号について

○議長（松本 勉君） 日程第 15、議案第 76 号ないし議案第 80 号を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 今定例会に追加提案いたします議件は、議案第 76 号から議案第 80 号までの 5 件であります。

議案第 76 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 29 年 8 月 8 日付の人事院勧告に基づき所要の改正を行うものであります。改正内容は、いずれも期末手当の乗ずる率の改正となります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行すること、また第 1 条と第 3 条は平成 29 年 4 月 1 日からの適用、第 2 条と第 4 条は平成 30 年 4 月 1 日からの適用となります。また、いずれも遡及適用となる部分について、期末手当の内払いみなし規定を定めるものであります。

別紙としまして、新旧対照表をそれぞれつけておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する

こちら平成 29 年 8 月 8 日付の人事院勧告に基づき所要の改正を行うものであります。改正内容は、給与表の改正と勤勉手当の乗ずる率の改正となります。

80 ページの附則になりますが、この条例は公布の日から施行すること、第 1 条は平成 29 年 4 月 1 日からの適用、第 2 条及び附則第 4 項の規定は平成 30 年 4 月 1 日からの適用となります。また、遡及適用となる部分については、給与の内払いみなし規定を定めているものであります。

こちら別紙に新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 78 号 伊達市学校給食センター（元町調理場）の学校給食に関する事務の委託に関する規約の変更について。

伊達市学校給食センター（元町調理場）の学校給食に関する事務の委託に関する規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 252 条の 14 の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

こちらは、平成 26 年 4 月 1 日から学校給食に関する事務を管理及び執行を伊達市に委託しておりますが、このたびは歴史の杜食育センターが設置に伴い規約の名称等が変更となるものであります。

附則として、この規約は、平成 30 年 1 月 10 日から施行することとさせていただきます。

議案第 79 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 11 号）について。

平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 5,576 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 32 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 5,609 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をします。87 ページです。議会費で 17 万 9,000 円の追加となります。こちらは、人事院勧告による不足分の計上となります。

土木費、水道費で 15 万円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰入金となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 32 万 9,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

別紙として、給与費明細書を添付しておりますので、こちらは後ほどごらんください。

議案第 80 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について。

平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 1,802 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 15 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,817 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちらでも事項別明細書、歳出から説明をします。93 ページ、総務費、総務管理費、一般管理費で 15 万円の追加となります。人事院勧告に基づく不足分の計上と扶養家族の増加に伴う不足分の計上となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 15 万円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

また、給与費明細書を添付してございますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が今定例会に追加提案いたします議件の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終了します。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 15 のうち、議案第 76 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた

します。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 76 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 15 のうち、議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 77 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 15 のうち、議案第 78 号 伊達市学校給食センター（元町調理場）の学校給食に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 78 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号 伊達市学校給食センター（元町調理場）の学校給食に関する事務の委託に関する規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 15 のうち、議案第 79 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 11 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 79 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 11 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 15 のうち、議案第 80 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 80 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第 16、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 29 年壮瞥町議会第 4 回定例会を閉会いたします。

（午前 11 時 00 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員